

平成22年10月22日(金)開催

環境文化保健福祉委員会会議順序

開議時刻 午前10時

会議室 環境文化保健福祉委員会室

○ 開 会

1 付 託 事 件

2 協議又は報告事項

(1) 岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院移譲先候補選定委員会の選定結果について (保健福祉部)

(2) 岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂(案)について (環境文化部)

(3) 岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例の一部を改正する条例(案)に係るパブリック・コメントの実施について (環境文化部)

(4) 岡山県自然保護基本計画の素案について (環境文化部)

(5) その他

○ 次回委員会 平成22年11月15日(月) 午前10時 開催

○ 閉 会

環境文化保健福祉委員会資料

○岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院移譲先候補
選定委員会の選定結果について

平成22年10月22日
保 健 福 祉 部

岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院移譲先候補選定委員会の選定結果について

岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院については、平成23年4月1日から社会福祉法人等へ移譲することとし、移譲先法人の公募を行ったが、「岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院移譲先候補選定委員会」において審査した結果、次のとおりとなった。

1 選定結果

(1) 岡山県立玉島学園

○移譲先候補

- ・名称 社会福祉法人 恵聖会
- ・所在地 倉敷市玉島八島1899-1
- ・理事長 河野 澤與
- ・主な運営施設 保育所

○採点結果 781点(900点満点)

○評価された内容

- ・昭和58年から当該施設の運営に当たり、児童の成長とともに施設の指導、支援体制も充実し、地域社会に根ざした運営を行い、実績をあげている。
- ・子どもの気持ちを尊重する支援、退所児童への継続的支援を含め、児童の自立に対し責任を持って実践していることがうかがわれ、将来的にも信頼に足る運営が期待される。

○その他の応募法人 社会福祉法人 クムレ

(2) 岡山県立津島児童学院

○移譲先候補

- ・名称 社会福祉法人 旭川荘
- ・所在地 岡山市北区祇園866
- ・理事長 末光 茂
- ・主な運営施設 肢体不自由児施設、障害者支援施設、知的障害児施設、重症心身障害児施設、乳児院、特別養護老人ホーム等

○採点結果 780点(900点満点)

○評価された内容

- ・平成14年から当該施設の運営に当たり、評価に値する実績をあげており、将来的にも安定的な運営が期待される。
- ・現在、福祉・医療・教育が一体となった施設運営を行っているとともに、家族関係修復のモデル施設化等、今後の入所児童の家庭復帰に向けての具体策が提案されており、時代のニーズに応じた運営が期待される。

○その他の応募法人 独立行政法人 岡山県精神科医療センター

2 選定委員会の開催状況等

(1) 平成22年 7月22日 第1回選定委員会

(2) 平成22年 7月30日
～9月30日 公募

(3) 平成22年10月18日 第2回選定委員会

(4) 選定委員会委員

- 委員長 松井 和義 (元岡山県中央児童相談所長)
- 副委員長 阪本 文雄 (山陽新聞社会事業団専務理事)
- 委員 井上 信二 (公認会計士)
- 佐藤 文友 (岡山県共同募金会事務局長)
- 畑地 尚樹 (岡山市こども総合相談所長)
- 福 知栄子 (中国学園大学子ども学部長)

3 今後のスケジュール

○平成22年11月 11月定例県議会に財産処分議案及び岡山県立児童福祉施設
条例改正議案を提案

○平成23年 4月 移譲先法人による運営開始

【参考】現在の指定管理者

- 岡山県立玉島学園：社会福祉法人 恵聖会
- 岡山県立津島児童学院：社会福祉法人 旭川荘

環境文化保健福祉委員会資料

- 1 岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂（案）について P. 1
- 2 岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリック・コメントの実施について P. 2
- 3 岡山県自然保護基本計画の素案について P. 4

平成22年10月22日

環境文化部

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂(案)について

現行計画は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な処理を推進するために、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、平成20年3月に策定したが、北九州市のPCB廃棄物処理施設での新たな施設の稼働に伴い処理可能なPCB廃棄物の種類が追加されたこと、また、平成21年11月に国のPCB廃棄物処理基本計画において微量PCB汚染廃電気機器の処理方策が新たに盛り込まれたことなどから、この度の改訂を行うものである。

○ 改訂の主な内容

1 拠点的広域処理の推進

- ・新たな処理対象として「PCB汚染物等」を追記
- ・多量保管事業場、少量保管事業場の定義を変更

2 微量PCB汚染廃電気機器の処理の推進

- ・処理体制、事業者による把握について追記

3 最新データへの更新

- ・県内のPCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量及びPCB廃棄物の処分見込量を平成20年度末データへ更新

<参考>

* 拠点的広域処理

国が一定の関与を行い、日本環境安全事業株式会社（JESCO）が拠点的な処理施設を整備し、処理業務にあたる仕組みを設けている。沖縄県・九州・中国・四国の17県はJESCO北九州事業所で処理することとなっている。

* PCB汚染物等

北九州事業所の第2期処理施設が平成21年7月から操業開始されたことに伴い、それまで処理対象とされていたトランス、コンデンサ等に加えて、「PCB汚染物等」と呼ばれる安定器、10kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥等が処理可能となった。

* 微量PCB汚染廃電気機器

昭和49年以降に製造された電気機器に数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBが非意図的に混入している場合があることが明らかになり、これらの廃棄物を「微量PCB汚染廃電気機器」と呼んでいる。
国のPCB廃棄物処理基本計画では、北九州事業所を含むJESCOの施設では処理を行わずに、国が無害化処理認定を行った施設又は都道府県知事等が許可した施設で処理することとされている。

岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリック・コメントの実施について

岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例の一部を改正する条例(案)について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント実施要綱）に基づき、県民の意見を求めるため、パブリック・コメントを実施する。

1 改正の趣旨

自然環境保全法及び自然公園法の一部改正に基づき、生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり等に対応するため、関係条例の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 岡山県自然保護条例

① 特別保全地区等における行為規制の追加（自然環境保全法改正に基づく改正）

岡山県自然環境保全地域の特別保全地区等内において知事の許可を要する行為として、次の行為を追加する。

ア 木竹を損傷する行為（知事が指定する区域内で行うものに限る。以下同じ。）

イ 当該指定区域が本来の生育地でない植物（知事が指定するものに限る。）の植栽等の行為

ウ 当該指定区域が本来の生息地でない動物（知事が指定するものに限る。）を放つ行為

② 岡山県生態系維持回復事業制度の創設（自然環境保全法改正に基づく改正）

岡山県自然環境保全地域等のうち生態系の維持又は回復を図る必要があると認められる地域において、知事が定める事業計画に基づき、当該地域内の生態系を維持又は回復するための事業を行うことができることとする。

③ 協働による自然の保護の実施

ア 県民等の協働

イ 自然との触れ合いの場の確保等

ウ 自然の保護に関する教育、学習等

エ 基礎調査等の実施

オ 生物多様性の確保に関する施策等

カ 移入種に関する施策等

キ 公共施設等の緑化

④ その他

- ア 表彰制度の創設
- イ 自然保護推進員制度の条例化

⑤ 罰金額の引上げ（自然環境保全法改正に基づく改正）

- 50万円以下⇒100万円以下
- 30万円以下⇒50万円以下
- 20万円以下⇒30万円以下

(2) 岡山県立自然公園条例

① 特別地域における行為規制の追加（自然公園法改正に基づく改正）

県立自然公園の特別地域内において知事の許可を要する行為として、次の行為を追加する。

- ア 木竹を損傷する行為（知事が指定する区域内で行うものに限る。以下同じ。）
- イ 当該指定区域が本来の生育地でない植物（知事が指定するものに限る。）を植栽する行為等
- ウ 当該指定区域が本来の生息地でない動物（知事が指定するものに限る。）を放つ行為

② 生態系維持回復事業制度の創設（自然公園法改正に基づく改正）

県立自然公園のうち生態系の維持又は回復を図る必要があると認められる地域において、知事が定める事業計画に基づき、当該地域内の生態系を維持又は回復するための事業を行うことができることとする。

3 パブリック・コメント実施概要

(1) 募集方法

県ホームページに公開するほか、県民局、地域事務所等に備え付ける。

(2) 募集期間

平成22年10月22日（金）～平成22年11月22日（月）

4 今後の主なスケジュール（予定）

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 平成22年10月22日 | パブリックコメントの実施（～11月22日） |
| 平成23年 2月 | 県議会へ提案 |
| 3月 | 改正条例公布 |
| 7月 | 改正条例施行 |

岡山県自然保護基本計画の素案について

県では、岡山県自然保護条例に基づき、第4次となる岡山県自然保護基本計画について、この度、素案を次のとおり取りまとめた。

1 素案の概要について

(1) 計画の目標

「自然との共生」～生物多様性を育む豊かな自然の継承～

(2) 基本方針

- ① 豊かな自然環境の保護
- ② 野生生物の保護
- ③ 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出
- ④ 人間が守り伝える自然の豊かさ

(3) 主な施策

基本方針	主な施策
1 豊かな自然環境の保護	<ul style="list-style-type: none">・ 自然公園等の保護・管理・ 住民参画による生物調査等の実施・ 自然との共生モデル事業認証制度の創設
2 野生生物の保護	<ul style="list-style-type: none">・ 岡山県希少野生動植物保護条例に基づく希少野生動植物の保護及び増殖等の取組・ 外来生物対策PR隊による県民等への普及啓発・ 多様な主体との協働による外来生物防除の取組
3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出	<ul style="list-style-type: none">・ 多様な主体との協働による里山保全の推進・ 在来種の植栽など地域の生態系に配慮した身近なみどりづくりの推進
4 人間が守り伝える自然の豊かさ	<ul style="list-style-type: none">・ 県民参加で取り組む「いきもの8092アクション事業」の推進・ 大学等と連携して取り組む自然環境調査・研究の充実・ 生物多様性岡山県戦略の策定

(4) 数値目標

施策の効果が検証できるよう、数値目標を新たに設定した。(23件)

○主な数値目標

基本方針	数値目標	計画策定時	目標値
1 豊かな自然環境の保護	自然との共生モデル事業の認証件数	0件 (H21年度)	10件 (H32年度)
2 野生生物の保護	指定希少野生動植物(条例指定)の指定種数	6種 (H21年度)	10種 (H32年度)
	外来生物対策PR隊による出前講座開催数(年間)	0回 (H21年度)	10回 (H32年度)
3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出	都市公園の面積	14.1 m ² /人 (H20年度)	15.0 m ² /人 (H32年度)
4 人間が守り伝える自然の豊かさ	自然保護センターの利用者数(年間)	33,346人 (H21年度)	40,000人 (H32年度)
	「いきもの8092アクション事業」による県民からの報告数(累計)	0件 (H21年度)	8,092件 (H32年度)
	大学等と連携して取り組む自然環境調査・研究の数	0件 (H21年度)	5件 (H32年度)

2 今後の主なスケジュール(予定)

平成22年10月22日 パブリック・コメントの実施(～11月22日)

平成23年1月 自然との共生プロジェクト推進会議の開催

2月 自然環境保全審議会からの答申

2月 県議会へ報告

3月 計画の公表

自然保護基本計画の体系 (第4次計画：H23.4～H33.3)

計画目標

自然との共生 ～ 生物多様性を育む豊かな自然の継承 ～

基本方針(4つの視点)

施策体系

基本方針:1
豊かな自然環境の保護

自然公園等の保護
地域の特色ある自然環境の保護
多様な生態系の保全
自然との調和に配慮した事業活動

基本方針:2
野生生物の保護

希少野生動植物の保護
野生鳥獣の保護管理
移入種等の対策
生息・生育環境の保全

基本方針:3
水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

多様で健全・安全な森づくり
河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全
身近なみどりの創出

基本方針:4
人間が守り伝える自然の豊かさ

指導者・ボランティアの育成
自然環境学習等の推進
自然とのふれあいの場の確保
生物多様性を支える基盤づくり

岡山県ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理計画（案）の概要

- 1 岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（案）の概要
..... P. 1
- 2 岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画新旧対照表
..... P. 5

平成22年10月22日

環境文化部 循環型社会推進課

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（案）の概要

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第7条の規定により、岡山県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための方策を定める。

第2節 計画対象

岡山県内全域に存するPCB廃棄物

第3節 計画期間

平成20年度から平成28年度まで

第4節 計画の見直し

本計画は岡山県廃棄物処理計画及び国のPCB廃棄物処理基本計画の改訂、PCB廃棄物の処理体制の状況等を勘案し、適宜見直すこととしており、平成21年度にPCB廃棄物処理基本計画の改訂及び拠点的広域処理対象廃棄物の変更が行われたため、平成22年度において改訂を行うこととする。

第2章 PCB廃棄物の保管量等の現状及び処分量の見込み(平成21年3月31日現在)

PCB廃棄物の種類	単位	保管量 (A)	使用中の量 (B)	処分見込量 (A+B)
高圧トランス	台	1,000	324	1,324
高圧コンデンサ	台	5,247	979	6,226
低圧トランス	台	64	29	93
低圧コンデンサ	台	2,174	89	2,263
柱上トランス	台	1	49,013	49,014
安定器	台	41,219	9,788	51,007
PCB	kg	817		817
PCBを含む油	kg	1,340,779		1,340,779
感圧複写紙	kg	4,865		4,865
ウエス	kg	4,652		4,652
その他の機器等	台	1,121	469	1,590
汚泥	kg	3,550		3,550
その他	kg	9,396		9,396

PCB廃棄物の処分見込事業場数	岡山県内			1,328
	岡山市内	倉敷市内	県所管内	
	417	313	598	

2 合理的な経路による運搬

- ・トラック、鉄道又は船舶により運搬
- ・トラック輸送の場合、高速道路、国道等の幹線道路を運行することを基本

3 事故時の連絡体制の整備

PCB廃棄物の漏洩、飛散等の事故発生時に迅速、的確に対処できる緊急連絡体制を整備

第4節 微量PCB汚染廃電気機器等の処理

微量PCB汚染廃電気機器等については、北九州処理施設での拠点的広域処理の対象となっておらず、現在、国のPCB廃棄物処理基本計画に基づき、処理体制等の整備が進められている段階である。今後、都道府県知事の許可施設又は環境大臣の無害化処理の認定施設が順次国内に設置されることとなり、処理体制等が確立した時点で、事業者等に対して、具体的な処理についての指導を行う。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

各関係者の役割を次のとおり定め、各関係者がこの役割のもと協力・連携して確実かつ適正な処理を推進する。

第1節 県の役割

1 監視、指導に關すること

PCB保管事業者、使用事業者及び収集運搬業者に対する監視・指導

2 広域的処理の推進に關すること

西日本17県、北九州市及び日本環境安全事業株式会社で構成する広域調整協議会での協議、調整

3 緊急時の対応に關すること

収集運搬時の事故発生時等緊急時における緊急連絡体制の整備（関係各県、各市町村等の関係機関及び日本環境安全事業株式会社との連携）

4 県民、事業者等の理解を深めるための方策に關すること

- ・PCB廃棄物の保管、処分状況等の県民への情報提供、理解促進
- ・保管事業者への適正な保管、収集運搬に関する情報、北九州PCB廃棄物処理事業に関する情報等を周知、提供
- ・電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対しての情報提供

5 中小企業者への支援に關すること

PCB廃棄物処理基金（国、都道府県及び産業界からの拠出による。）からの中小企業者への処理費用の支援

第2節 PCB廃棄物保管事業者の役割

- ・廃棄物処理法の基準に従い確実かつ適正に保管
- ・PCB特措法に基づき保管及び処分状況を県等へ届出
- ・PCB特措法に規定する期限内に計画的に処分
- ・県の施策への協力

第3節 PCB使用機器の使用事業者の役割

- ・ PCB使用機器を適正に管理
- ・ 微量のPCBに汚染された又はその可能性のある電気機器等の絶縁油中のPCB濃度把握
- ・ PCB特措法、電気関係報告規則等に基づき使用状況の届出、報告
- ・ PCB特措法に規定する期限内に使用を中止し処分
- ・ 県の施策への協力

第4節 収集運搬業者の役割

- ・ 廃棄物処理法、収集・運搬ガイドライン、日本環境安全事業株式会社が定めた受入基準等及び微量PCB汚染廃電気機器等収集運搬ガイドラインの遵守
- ・ 各県市のPCB廃棄物処理計画に規定する運行条件の遵守
- ・ 県の施策への協力

第5節 政令市及び県下市町村の役割

県と協力・連携しPCB廃棄物の適正な処理を促進

第6節 その他の関係者の役割

PCB及びPCB使用機器製造事業者は県の施策へ協力

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 新旧対照表

新	旧
<p>岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画</p> <p>【目次】</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項 8</p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p> 第4節 微量PCB汚染廃電気機器等の処理 10</p> <p>第4章 略</p> <p> (参考1)、(参考2) 略</p> <p>【本編】</p> <p>第1章 計画策定の趣旨等</p> <p> 第1節 計画策定の趣旨</p> <p> ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有することから、熱媒体、トランス・コンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い用途で使用されてきた。</p> <p> しかしながら、熱媒体として使用されていたPCBが食用油中に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が昭和43年に起き、さらに各地の魚類や鳥類などの体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が社会問題となり、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月以降、PCBの製造、輸入及び使用が原則禁止となった。</p> <p> その後、国内においては、高圧トランス、高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の処理体制が整わず、結果として、長期間にわたり事業者による保管が継続しており、PCB廃棄物の紛失等による環境汚染の進行が懸念されている。</p> <p> このような状況から、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置</p>	<p>岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画</p> <p>【目次】</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項 8</p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p>第4章 略</p> <p> (参考1)、(参考2) 略</p> <p>【本編】</p> <p>第1章 計画策定の趣旨等</p> <p> 第1節 計画策定の趣旨</p> <p> ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有することから、熱媒体、トランス・コンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い用途で使用されてきた。</p> <p> しかしながら、熱媒体として使用されていたPCBが食用油中に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が昭和43年に起き、さらに各地の魚類や鳥類などの体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が社会問題となり、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月以降、PCBの製造、輸入及び使用が原則禁止となった。</p> <p> その後、国内においては、高圧トランス、高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の処理体制が整わず、結果として、長期間にわたり事業者による保管が継続しており、PCB廃棄物の紛失等による環境汚染の進行が懸念されている。</p> <p> このような状況から、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置</p>

法」(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)が制定され、同年7月15日から施行された。

また、PCB特措法第6条の規定により、国は平成15年4月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。)を策定し、拠点的広域処理施設を全国5か所に整備することなど、PCB廃棄物の処理に関する基本的方針を定めたことに加え、微量PCB汚染廃電気機器等の処理の推進についても新たに定められたところである。

本計画は、PCB特措法第7条の規定により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5第1項の規定により策定した岡山県廃棄物処理計画及びPCB廃棄物処理基本計画に即して、岡山県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、もって、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的として策定するものである。

第2節～第4節 略

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

第1節 PCB廃棄物の処理の体制の現状

国は、PCB廃棄物処理基本計画に基づき、地元地方公共団体との調整の結果を踏まえ、日本環境安全事業株式会社を活用して全国5か所に拠点的な広域処理施設(以下「拠点的広域処理施設」という。)を整備している。このほか、一部の民間企業においては、PCB廃棄物の処理施設を自ら設置し、処理を進めている。

本県は、全国5か所の拠点的広域処理施設のうち北九州市に設置されたPCB廃棄物処理施設(以下「北九州PCB廃棄物処理施設」という。)の処理対象地域となっている。この北九州PCB廃棄物処理施設による処理事業(以下「北九州PCB廃棄物処理事業」という。)においては、本県のほか、西日本17県分のPCB廃棄物を

法」(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)が制定され、同年7月15日から施行された。

また、PCB特措法第6条の規定により、国は平成15年4月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。)を策定し、拠点的広域処理施設を全国5箇所に整備することなど、PCB廃棄物の処理に関する基本的方針を定めた。

本計画は、PCB特措法第7条の規定により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5第1項の規定により策定した岡山県廃棄物処理計画及びPCB廃棄物処理基本計画に即して、岡山県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、もって、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的として策定するものである。

第2節～第4節 略

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

第1節 PCB廃棄物の処理の体制の現状

国は、PCB廃棄物処理基本計画に基づき、地元地方公共団体との調整の結果を踏まえ、日本環境安全事業株式会社を活用して全国5箇所に拠点的な広域処理施設(以下「拠点的広域処理施設」という。)を整備している。このほか、一部の民間企業においては、PCB廃棄物の処理施設を自ら設置し、処理を進めている。

本県は、全国5箇所の拠点的広域処理施設のうち北九州市に設置されたPCB廃棄物処理施設(以下「北九州PCB廃棄物処理施設」という。)の処理対象地域となっている。この北九州PCB廃棄物処理施設による処理事業(以下「北九州PCB廃棄物処理事業」という。)においては、本県のほか、西日本17県分のPCB廃棄物を

処理する計画となっており、その概要は表3-1のとおりである。

表3-1 北九州PCB廃棄物処理事業の概要

項目	内容	
事業主体	日本環境安全事業株式会社	
事業の目的	西日本17県域(中国、四国、九州及び沖縄)に存するPCB廃棄物の広域的かつ適正な処理を図ること	
事業の実施場所	福岡県北九州市若松区響町一丁目	
事業の予定期間	着手	平成13年10月
	完了	平成28年 3月
処理の予定期間	開始	平成16年12月
	完了	平成27年 3月
処理施設計画	第1期	処理方法: 脱塩素化分解
		処理能力: 0.5トン/日(PCB分解量)
		操業時期: 平成16年12月開始
	第2期	処理方法: 脱塩素化分解、プラズマ溶融分解
		処理能力: 脱塩素化分解(第1期と合わせて) 1.5トン/日(PCB分解量) プラズマ溶融分解 10.4トン/日(PCB汚染物重量)
操業時期: 平成21年7月開始		

処理する計画となっており、その概要は表3-1のとおりである。

表3-1 北九州PCB廃棄物処理事業の概要

項目	内容	
事業主体	日本環境安全事業株式会社	
事業の目的	西日本17県域(中国、四国、九州及び沖縄)に存するPCB廃棄物の広域的かつ適正な処理を図ること	
事業の実施場所	福岡県北九州市若松区響町一丁目	
事業の予定期間	着手	平成13年10月
	完了	平成28年 3月
処理の予定期間	開始	平成16年12月
	完了	平成27年 3月
処理施設計画	第1期	処理方法: 脱塩素化分解
		処理能力: 0.5トン/日(PCB分解量)
		操業時期: 平成16年12月開始
	第2期	処理方法: 脱塩素化分解、プラズマ溶融分解
		処理能力: 脱塩素化分解(第1期と合わせて) 1.5トン/日(PCB分解量) プラズマ溶融分解 10.4トン/日(PCB汚染物重量)
操業時期: 平成21年3月開始予定		

また、北九州PCB廃棄物処理施設における県内PCB廃棄物の処理予定時期は図3-1のとおりとなっている。

図3-1 北九州PCB廃棄物処理事業における処理予定時期

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
少量保管事業場			■	■		■	■
多量保管事業場	←-----→						

※1 トランス、コンデンサ、廃PCB等及びPCB汚染物等についてのものである。

※2 PCB汚染物等とは、PCBを含む安定器、10kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥等である。

※3 多量保管事業場とは、10kg以上のトランス、コンデンサ等の保管台数が30台以上又はPCB汚染物等の保管量が1.5t以上の事業場である。

※4 少量保管事業場とは、多量保管事業場以外の事業場である。

※5 この処理予定時期は、事業の進捗状況等により変更されることがある。

第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

本県は、拠点的広域処理施設である北九州PCB廃棄物処理施設の処理対象地域であることから、県内のPCB廃棄物は当該施設において安全かつ確実に処理することを基本とする。

また、民間企業では、中国電力株式会社が広島県内に自社のPCB廃棄物処理施設を設置しており、中国電力株式会社のPCB廃棄物の一部については、この施設で処理される。

また、北九州PCB廃棄物処理施設における県内PCB廃棄物の処理予定時期は図3-1のとおりとなっている。

図3-1 北九州PCB廃棄物処理事業における処理予定時期

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
少量保管事業場			■	■		■	■
多量保管事業場	←-----→						

※1 10kg以上の高圧トランス、高圧コンデンサ、廃PCB等についてのものである。

※2 多量保管事業場とは、10kg以上のトランス、コンデンサ等の保管台数が30台以上の事業場である。

※3 少量保管事業場とは、多量保管事業場以外の事業場である。

※4 この処理予定時期は、事業の進捗状況等により変更されることがある。

第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

本県は、拠点的広域処理施設である北九州PCB廃棄物処理施設の処理対象地域であることから、県内のPCB廃棄物は当該施設において安全かつ確実に処理することを基本とする。

ただし、PCB廃棄物のうち低濃度PCB汚染物については、拠点的広域処理施設の処理対象となっておらず、現在、国において処理体制の整備等について検討が行われている段階である。

したがって、国の方針が決まり次第、早急に県内の低濃度PCB汚染物の処理体制の確保等について検討することとする。

第3節

1 略

2 合理的な経路による運搬

主な運搬手段として考えられるトラックによる運搬については、次の事項を運搬者に遵守させ、安全性の確保を図ることとする。

- ① 高速道路、国道等の幹線道路を運行することを基本とする。
- ② 幹線道路の選択に当たっては、より高規格の道路を優先する。
- ③ 積込地が幹線道路に面していない場合は、合理的な経路を経て、速やかに幹線道路に入る。

3 略

第4節 微量PCB汚染廃電気機器等の処理

PCBについては、昭和47年に新たな製造がなくなり、昭和49年には製品への使用及び輸入が禁止されたが、PCBを使用していないとする電気機器等に数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBが非意図的に混入している場合があり、これらの電気機器等が廃棄物となったものを、微量PCB汚染廃電気機器等という。

微量PCB汚染廃電気機器等については、拠点的広域処理施設の処理対象となっておらず、現在、国のPCB廃棄物処理基本計画に基づき、処理体制等の整備が進められている段階である。

微量PCB汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法第14条の4又は第15条

また、民間企業では、中国電力株式会社が広島県内に自社のPCB廃棄物処理施設を設置しており、中国電力株式会社のPCB廃棄物の一部については、この施設で処理される。

第3節

1 略

2 合理的な経路による運搬

PCB廃棄物の運搬手段としては、トラックによる運搬、鉄道による運搬又は船舶による運搬のいずれかを選択することとなる。

これらのうち、主な運搬手段として考えられるトラックによる運搬については、次の事項を運搬者に遵守させ、安全性の確保を図ることとする。

- ① 高速道路、国道等の幹線道路を運行することを基本とする。
- ② 幹線道路の選択に当たっては、より高規格の道路を優先する。
- ③ 積込地が幹線道路に面していない場合は、合理的な経路を経て、速やかに幹線道路に入る。

3 略

に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとされている。

このことにより、都道府県知事の許可施設又は環境大臣認定施設が国内に順次設置されることとなるが、今後処理体制等が確立した時点で、事業者等に対して具体的な処理についての指導を行うこととする。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、各関係者の役割を次のとおり定め、各関係者が協力・連携して処理を推進することとする。

第1節 県の役割

1 監視、指導に関すること

県は、政令市と協力し、次のとおり監視、指導に取り組むこととする。

(1)～(2) 略

(3) 収集運搬を行う者に対する監視・指導等

収集運搬を行う者に対しては、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドラインの遵守を徹底させるとともに、北九州PCB廃棄物処理施設への運搬に当たっては、関係機関において決定された事項や各県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件等の遵守についても徹底を図る。

また、立入検査等の実施により、処理基準違反等が明らかになった場合には、積極的に行政処分を実施し、不適正な収集運搬業者の排除に努めることとする。

2～3 略

4 県民、事業者等の理解を深めるための方策に関すること

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、各関係者の役割を次のとおり定め、各関係者が協力・連携して処理を推進することとする。

第1節 県の役割

1 監視、指導に関すること

県は、政令市と協力し、次のとおり監視、指導に取り組むこととする。

(1)～(2) 略

(3) 収集運搬を行う者に対する監視・指導等

収集運搬を行う者に対しては、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準、PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインの遵守を徹底させるとともに、北九州PCB廃棄物処理施設への運搬に当たっては、関係機関において決定された事項や各県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件等の遵守についても徹底を図る。

また、立入検査等の実施により、処理基準違反等が明らかになった場合には、積極的に行政処分を実施し、不適正な収集運搬業者の排除に努めることとする。

2～3 略

4 県民、事業者等の理解を深めるための方策に関すること

県内におけるPCB廃棄物の保管状況に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状、安全性の確保に関する情報及び微量PCB汚染廃電気機器等に関する情報等をホームページ等の媒体を活用して積極的に公開し、県民の理解を促進することとする。

また、保管事業者に対しては、PCB廃棄物の適正な保管、収集運搬に関する情報、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報、北九州PCB廃棄物処理事業に関する情報等、説明会の実施、パンフレットの配布等により必要な情報を周知、提供することとする。

さらに、事業者に対して、PCBに関する情報を、広報紙の利用、パンフレットの配布、説明会の実施等により広く提供し、事業者が未把握のPCB使用機器等がないか注意喚起を行うこととする。

加えて、県及び政令市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、微量PCB汚染廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないように情報提供に努めるものとする。

5 略

第2節 略

第3節 使用事業者の役割

PCB使用製品を使用している事業者は、PCB使用機器を適正に管理するとともに、計画的に使用を停止し、PCB特措法で定める期間内（平成28年7月まで）に適正に処分するものとする。

加えて、微量のPCBによって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び社団法人日本電機工業会、社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるPCB汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当

県内におけるPCB廃棄物の保管状況に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報等をホームページ等の媒体を活用して積極的に公開し、県民の理解を促進することとする。

また、保管事業者に対しては、PCB廃棄物の適正な保管、収集運搬に関する情報、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報、北九州PCB廃棄物処理事業に関する情報等、説明会の実施、パンフレットの配布等により必要な情報を周知、提供することとする。

さらに、事業者に対して、PCBに関する情報を、広報紙等を利用し広く提供し、事業者が未把握のPCB使用機器等がないか注意喚起を行うこととする。

5 略

第2節 略

第3節 使用事業者の役割

PCB使用製品を使用している事業者は、PCB使用機器を適正に管理するとともに、計画的に使用を停止し、PCB特措法に定める期限内（平成28年度まで）に適正に処分するものとする。

なお、PCB特措法、電気関係報告規則に基づき必要な届出、報告を行う。

また、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組みについて、協力するものとする。

該電気機器等を製造した者に対して、PCB汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にPCB汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のPCBの濃度を測定する等の適切な方法により、PCBにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

なお、PCB特措法、電気関係報告規則に基づき必要な届出、報告を行う。

また、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組みについて、協力するものとする。

第4節 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物処理法、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び微量PCB汚染廃電気機器等収集運搬ガイドラインで定める基準を遵守するとともに、北九州PCB廃棄物処理施設への運搬に当たっては、日本環境安全事業株式会社が定めた受入基準、広域協議会において決定された留意点、各県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件等を遵守し、適正かつ安全に収集運搬するものとする。

また、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組みについて、協力するものとする。

第5節 略

第6節 略

第4節 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物処理法、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等で定める基準を遵守するとともに北九州PCB廃棄物処理施設への運搬に当たっては、日本環境安全事業株式会社が定めた受入基準、広域協議会において決定された留意点、各県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件等を遵守し、適正かつ安全に収集運搬するものとする。

また、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組みについて、協力するものとする。

第5節 略

第6節 略

岡山県自然保護条例及び岡山県立 自然公園条例の改正（案）概要

- 1 岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例改正（案）
の内容 P. 1
- 2 岡山県自然保護条例新旧対照表 P. 21
- 3 岡山県立自然公園条例新旧対照表 P. 38

平成22年10月22日

環境文化部 自然環境課

○岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例改正（案）の内容

I 岡山県自然保護条例の一部改正

1 特別保全地区又は特別保護地区内において知事の許可を要する行為に次の行為（2(2)に係る行為を除く。）を加える。

(1) 知事が指定する区域内において行う木竹の損傷

(2) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものの植栽又は当該植物の種子をまく行為

(3) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つ行為

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、特別保全地区又は特別保護地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

2 岡山県生態系維持回復事業の創設

(1) 岡山県生態系維持回復事業計画の策定

ア 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画又は環境緑地保護地域等に関する保護計画に基づき、当該地域における生態系の維持又は回復を図る岡山県生態系維持回復事業（以下Ⅰにおいて「生態系維持回復事業」という。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画又は環境緑地保護地域等に関する保護計画に基づき、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下Ⅰにおいて回復事業計画」という。）を定めることができることとする。

イ 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 生態系維持回復事業の目標

(イ) 生態系維持回復事業を行う区域

(ウ) 生態系維持回復事業の内容

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

ウ 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならないこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施

ア 県は、自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができることとする。

イ 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができることとする。

ウ 県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができることとする。

エ イの確認又はウの確認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととする。

(ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 生態系維持回復事業を行う区域

(ウ) 生態系維持回復事業の内容

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、規則で定める事項

(3) 認定の取消し

知事は、(2)ウの認定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができることとする。

ア 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

イ その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認めるとき。

ウ (2)エに掲げる事項について、知事の確認等を受けずにこれらの変更等をしたとき。

エ (4)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

オ 偽りその他の不正の手段により(2)ウの認定等を受けたとき。

(4) 報告徴収

知事は、(2)ウの認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができることとする。

3 協働による自然の保護の実施

(1) 県民等の協働

県民、事業者若しくはこれらの者の組織する団体又は市町村（以下「県民等」という。）及び県は、自発的かつ積極的に、また、適切な役割分担の下、協働して自然の保護に関する活動に取り組むよう努めるものとする。

(2) 自然との触れ合いの場の確保等

県は、自然と県民との触れ合いを促進し、もって、県民が自然の価値への理解を深め、自然と調和した行動をとるとともに、郷土の自然を愛する心をはぐくむため、県民等と連携して次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 自然と県民との触れ合いの場及び機会の確保

イ 自然体験活動の指導者の養成及び資質の向上

ウ 自然体験活動を促進するために必要な体制の整備

(3) 自然の保護に関する教育、学習等

ア 県は、県民が自然の保護についての理解を深めるとともに自然の保護に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、学校における環境教育等自然の保護に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

イ 県は、自然の保護に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、自然の保護に関する必要な情報の提供、広報その他の啓発活動に努めるものとする。

(4) 基礎調査等の実施

県は、国、他の地方公共団体等と連携し、地形、地質、植生及び野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況等の野生動植物に関する調査その他の生物の多様性の確保等の自然の保護に係る基本的かつ総合的な施策の策定に必要な基礎調査を行うとともに、自然の保護に関する研究を行うよう努めるものとする。

(5) 生物多様性の確保に関する施策等

ア 県は、森林、河川等における生態系の多様性の確保、希少野生動植物をはじめとする野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され

るよう、必要な施策を講ずるものとする。

イ 何人も、生物の多様性を確保するため、野生動植物（動物の卵及び植物の種子を含む。）をみだりに捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷しないようにすること等により、その保護に努めるものとする。

(6) 移入種に関する施策等

ア 県は、県内にその本来の生息地又は生育地を有する動植物（動物の卵及び植物の種子を含む。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある種（以下「移入種」という。）が、地域の生態系等に及ぼす影響についての県民の理解を深めるため、移入種の個体の生息又は生育の状況その他移入種に関し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

イ 何人も、移入種をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならないこととする。

(7) 公共施設等の緑化

ア 県は、自ら、又は国、市町村その他の関係者の協力を得て、公園、学校、病院、官公署その他の公共施設等（イにおいて「公共施設等」という。）の緑化を計画的に推進するものとする。

イ アに規定する緑化の実施に当たっては、公共施設等が存する地域の植生に調和するよう配慮するものとする。

4 知事は、県民等であって、自主的な活動により自然の保護に著しく貢献したと認められるものを表彰することができることとする。

5 知事は、県民が自ら自然の保護を推進するため、知事が定めるところにより、県民のうちから自然の保護に関する指導等を行う自然保護推進員を委嘱することができることとする。

6 罰金の額を次のように改定する。

50万円以下 → 100万円以下

30万円以下 → 50万円以下

20万円以下 → 30万円以下

7 その他規定の整備を行う。

II 岡山県立自然公園条例の一部改正

1 特別地域内において知事の許可を要する行為に次の行為（2(2)アからウまでに係る行為を除く。）を加える。

(1) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(2) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(3) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと。

2 生態系維持回復事業の創設

(1) 生態系維持回復事業計画の策定

ア 知事は、公園計画に基づいて行う事業であって、自然公園における生態系の維持又は回復を図るもの（以下「生態系維持回復事業」という。）の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができることとする。

イ 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 生態系維持回復事業の目標

(イ) 生態系維持回復事業を行う区域

(ウ) 生態系維持回復事業の内容

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

ウ 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならないこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施

ア 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができることとする。

イ 公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生

態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができることとする。

ウ 県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができることとする。

エ イの確認又はウの認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととする。

(ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 生態系維持回復事業を行う区域

(ウ) 生態系維持回復事業の内容

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、規則で定める事項

(3) 認定の取消し

知事は、(2)ウの認定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができることとする。

ア 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

イ その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなると認めるとき。

ウ (2)エに掲げる事項について、知事の認定を受けずにこれらの変更等をしたとき。

エ (4)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

オ 偽りその他の不正の手段により(2)ウの認定等を受けたとき。

(4) 報告徴収

知事は、(2)ウの認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができることとする。

3 その他規定の整備を行う。

下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第一項又は第二十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第二十二條第二項の規定に違反した者
 - 三 第二十八條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 四 第二十八條第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 五 第三十五條第五項の規定に違反して、同條第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者
- 第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十一條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

の罰金に処する。

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條第一項又は第十五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第十四條第二項の規定に違反した者
 - 三 第十九條の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 四 第十九條の二第一項の規定による立入検査又は立入り調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 五 第二十二條第五項の規定に違反して、同條第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者
- 第三十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(損失の補償)

第三十六条 県は、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項第七号の規定による許可を得ることができないため、第二十一条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十六条の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(土地の買入れ)

第三十七条 県は、土地の所有者から、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項第七号の規定による許可を得ることができないため、第二十一条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十六条の規定による処分を受けたため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより、当該土地を県において買い入れるべき旨の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該土地を買い入れるものとする。

2 略

(表彰)

第三十八条 知事は、県民等であつて、自主的な活動により自然の保護に著しく貢献したと認められるものを表彰することができる。

(自然保護推進員)

第三十九条 知事は、県民が自ら自然の保護を推進するため、知事が定めるところにより、県民のうちから自然の保護に関する指導等を行う自然保護推進員を委嘱することができる。

第四十条 略

第九章 略

第四十一条 第二十七条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定に違反した者

二 第二十一条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者

第四十三条 第二十六条の規定による処分違反した者は、五十万円以

(損失の補償)

第二十三条 県は、第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を得ることができないため、第十三条(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付せられたため、又は第十八条の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(土地の買入れ)

第二十四条 県は、土地の所有者から、第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を得ることができないため、第十三条(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付せられたため、又は第十八条の規定による処分を受けたため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより、当該土地を県において買い入れるべき旨の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該土地を買い入れるものとする。

2 略

第二十五条 略

第七章 略

第二十六条 第十九条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反した者

二 第十三条(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第二十八条 第十八条の規定による処分違反した者は、三十万円以下

けたとき。

(報告徴収)

第三十三条 知事は、第三十一条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第七章 略

第三十四条 宅地の造成その他自然の保護に影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める行為をしようとする事業者は、知事が自然の保護及び回復に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもつてこれに応じ、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

第八章 略

(実地調査)

第三十五条 知事は、自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画若しくは環境緑地保護地域等に関する保護計画の決定若しくは変更又は自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等に関する保全若しくは保護のための事業の執行に関し実地調査のために必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律又は他の条例に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、柵等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 略

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、柵等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第五章 略

第二十一条 宅地の造成その他自然の保護に影響を及ぼすおそれのあるものとして知事が定める行為をしようとする事業者は、知事が自然の保護及び回復に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもつてこれに応じ、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

第六章 略

(実地調査)

第二十二条 知事は、自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画若しくは環境緑地保護地域等に関する保護計画の決定若しくは変更又は自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等に関する保全若しくは保護のための事業の執行に関し実地調査のために必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律又は他の条例に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 略

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の認定又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の認定又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村にあつては知事の確認を、県及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第三十二条 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受

第六章 岡山県生態系維持回復事業

(県生態系維持回復事業計画)

第三十条 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画又は環境緑地保護地域等に関する保護計画に基づき、当該地域における生態系の維持又は回復を図る岡山県生態系維持回復事業（以下「生態系維持回復事業」という。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画又は環境緑地保護地域等に関する保護計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生態系維持回復事業の目標
- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

第三十一条 県は、自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

2 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正

できる。

- 一 第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に違反し、又は第二十一条（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者
- 二 第二十二條第一項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者

- 三 第二十三条の規定による届出をせず同条に規定する行為をした者
- 四 略

（報告及び検査等）

第二十八条 知事は、自然の保護のために必要な限度において、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項第七号の規定による許可を受けた者若しくは第二十六条第一項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等の区域内の土地若しくは建物内若しくは郷土記念物の存する土地内に立ち入り、第二十条第一項各号、第二十二條第一項各号、第二十三条本文若しくは第二十四条第一項本文に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に与える影響を調査させることができる。

2 略

（国等に関する特例）

第二十九条 国又は地方公共団体の機関（規則で定める機構等を含む。以下「国等」という。）が行う行為については、第二十条第一項又は第二十四条第一項第七号の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国等は、第二十条第四項、第二十二條第一項又は第二十三条の規定により届出を要する行為をしたとき又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、必要があると認めるときは、当該国等に対し、自然の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

る。

- 一 第十二條第一項若しくは第十六條第一項の規定に違反し、又は第十三條（第十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- 二 第十四條第一項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者

- 三 第十五條の規定による届出をせず同条に規定する行為をした者
- 四 略

（報告及び検査等）

第十九條の二 知事は、自然の保護のために必要な限度において、第二十条第一項若しくは第十六條第一項第六号の許可を受けた者若しくは第十八條第一項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等の区域内の土地若しくは建物内若しくは郷土記念物の存する土地内に立ち入り、第十二條第一項各号、第十四條第一項各号、第十五條本文若しくは第十六條第一項本文に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に与える影響を調査させることができる。

2 略

（国等に関する特例）

第二十条 国又は地方公共団体の機関（知事が定める公団等を含む。以下「国等」という。）が行なう行為については、第十二條第一項又は第十六條第一項第六号の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国等は、第十二條第四項、第十四條第一項又は第十五條の規定により届出を要する行為をしたとき又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、前項の通知があつた場合において、自然を保護するため必要があると認めるときは、当該国等に対し、自然の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

は殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二十条第一項の許可を受けた行為（第二十九条第一項の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合

二・三略

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

五〇七略

2 第二十一条の規定は、前項第七号の規定による許可について準用する。

（助言又は勧告）

第二十五条 知事は、自然の保護のために必要があると認めるときは、自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等内で事業を行う者その他の関係者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（禁止命令等）

第二十六条 知事は、自然の保護のために特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、第二十二條第一項又は第二十三條の規定による届出をした者に対して、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による処分は、第二十二條第一項又は第二十三條の規定により届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

3 知事は、第二十二條第一項又は第二十三條の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項に規定する期間内に第一項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存する間、当該期間を延長することができる。この場合においては、当該期間内に、第二十二條第一項又は第二十三條の規定による届出をした者に対してその旨及び当該期間を延長する理由を通知しなければならない。

（中止命令等）

第二十七条 知事は、自然の保護のため特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対して行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難であると認められる場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることが

殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十二條第一項の許可を受けた行為（第二十条第一項の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合

二・三略

四〇六略

2 第十三條の規定は、前項第六号の許可について準用する。

（助言又は勧告）

第十七条 知事は、自然の保護のために必要があると認めるときは、自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等内で事業を行なう者その他の関係者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（禁止命令等）

第十八條 知事は、自然の保護のために特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、第十四條第一項又は第十五條の規定による届出をした者に対して、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の処分は、第十四條第一項又は第十五條の規定により届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

3 知事は、第十四條第一項又は第十五條の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第十四條第一項又は第十五條の規定による届出をした者に対してその旨及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

（中止命令等）

第十九條 知事は、自然の保護のため特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対して行為の中止を命じ、又は相当期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難であると認められる場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることが

(許可条件)

第二十一条 前条第一項の許可には、自然の保護をするため必要な限度において、条件を付することができる。

(行為の届出)

第二十二條 自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等の区域のうち特別保全地区又は特別保護地区に含まれない区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

二 五略

2 略

3 知事は、当該自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等における自然の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

二 略

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(郷土記念物に係る現状変更等の届出)

第二十三條 郷土記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(行為の禁止)

第二十四條 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは

(許可条件)

第十三条 前条第一項の許可には、自然を保護するため必要な限度において、条件を付することができる。

(行為の届出)

第十四條 自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等の区域のうち特別保全地区又は特別保護地区に含まれない区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

二 五略

2 略

3 知事は、当該自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等における自然の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

4 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で知事が定めるもの

二 略

三 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為

(郷土記念物に係る現状変更等の届出)

第十五條 郷土記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で知事が定めるもの又は非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

(行為の禁止)

第十六條 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは

四号に掲げる行為で知事が指定する方法により、かつ、知事が指定する限度内において行うもの又は第五号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

一〇四略

五 知事が指定する区域内において行う木竹の損傷

六 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものの植栽又は当該植物の種子をまく行為

七 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つ行為（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）

八〇一略

十二 前各号に掲げるもののほか、特別保全地区又は特別保護地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

3 前項に規定する者が同項に規定する期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第一項の許可を受けたものとみなす。

4 略

5 次に掲げる行為については、第一項及び前項の規定は、適用しない。

一 認定生態系維持回復事業等（第三十一条第一項の規定により行われる岡山県生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた岡山県生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

四号に掲げる行為で知事が指定する方法により、かつ、知事が指定する限度内において行うものについては、この限りでない。

一〇四略

五〇八略

2 特別保全地区又は特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該地区内において前項第一号から第六号までに掲げる行為に着手している者又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

3 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第一項の許可をうけたものとみなす。

4 略

5 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で知事が定めるものについては、第一項及び前項の規定は、適用しない。

7 第十四条第三項前段の規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の決定及び変更（第五項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、前項の規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の廃止及び変更について、それぞれ準用する。

（特別保全地区等の指定）

第十七条 1・2略

3 第十四条第七項及び第八項の規定は、特別保全地区、特別保護地区又は野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

（郷土記念物の指定）

第十八条 知事は、保護のため必要があるとき又は市町村からの申出があつたときは、樹木及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）であつて、県民に親しまれているもの又は由緒のあるものを郷土記念物として指定することができる。

2 第十四条第三項前段の規定は郷土記念物の指定及び指定の解除について、同条第四項から第六項までの規定は郷土記念物の指定について、同条第七項及び第八項の規定は郷土記念物の指定及び指定の解除について、それぞれ準用する。

第十九条 略

第五章 略

（行為の許可等）

第二十条 特別保全地区又は特別保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第三号まで若しくは第八号から第十号までに掲げる行為で森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（第二十二條第一項において「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第

7 第七条第三項前段の規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の決定及び変更（第五項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、前項の規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の廃止及び変更について、それぞれ準用する。

（特別保全地区等の指定）

第九条 1・2略

3 第七条第七項及び第八項の規定は、特別保全地区、特別保護地区又は野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

（郷土記念物の指定）

第十条 知事は、保護のため必要があるとき又は市町村からの申出があつたときは、樹木及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）であつて、県民に親しまれているもの又はゆい緒のあるものを郷土記念物として指定することができる。

2 第七条第三項前段の規定は郷土記念物の指定及び指定の解除について、同条第四項から第六項までの規定は郷土記念物の指定について、同条第七項及び第八項の規定は郷土記念物の指定及び指定の解除について、それぞれ準用する。

第十一条 略

第四章 略

（行為の許可等）

第十二条 特別保全地区又は特別保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号までに掲げる行為で森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（第十四條第一項において「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第

(環境緑地保護地域等の指定)

第十六条 知事は、自然と調和した良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めるときは、次の区分に従い環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域（以下「環境緑地保護地域等」という。）を指定することができる。

一 略

二 郷土自然保護地域 自然と一体となつて郷土色豊かな風土を形成し、かつ、県民に親しまれている地域であつて、その自然の保護をすることが必要なもの

2 第十四条第三項から第八項までの規定は、環境緑地保護地域等の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画」とあるのは、「第十六条第四項に規定する環境緑地保護地域等に関する保護計画」と読み替えるものとする。

3 第十四条第三項前段の規定は環境緑地保護地域等の指定の解除及びその区域の変更について、同項後段及び第四項から第六項までの規定は環境緑地保護地域等の区域の拡張について、同条第七項及び第八項の規定は環境緑地保護地域等の指定の解除及びその区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画」とあるのは、「第十六条第四項に規定する環境緑地保護地域等に関する保護計画」と読み替えるものとする。

4 環境緑地保護地域等に関する保護計画（環境緑地保護地域等内における自然と調和した良好な生活環境の確保のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

5 環境緑地保護地域等に関する保護計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
一 三略

四 当該地域における自然と調和した良好な生活環境の確保のための事業に関する事項

6 知事は、環境緑地保護地域等に関する保護計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その環境緑地保護地域等に関する保護計画を一般の閲覧に供しななければならない。

(環境緑地保護地域等の指定)

第八条 知事は、自然と調和した良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めるときは、次の区分にしたがい環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域（以下「環境緑地保護地域等」という。）を指定することができる。

一 略

二 郷土自然保護地域 自然と一体となつて郷土色豊かな風土を形成し、かつ、県民に親しまれている地域であつて、その自然を保護することが必要なもの

2 第七条第三項から第八項までの規定は、環境緑地保護地域等の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画」とあるのは、「第八条第四項に規定する環境緑地保護地域等に関する保護計画」と読み替えるものとする。

3 第七条第三項前段の規定は環境緑地保護地域等の指定の解除及びその区域の変更について、同項後段及び第四項から第六項までの規定は環境緑地保護地域等の区域の拡張について、同条第七項及び第八項の規定は環境緑地保護地域等の指定の解除及びその区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画」とあるのは、「第八条第四項に規定する環境緑地保護地域等に関する保護計画」と読み替えるものとする。

4 環境緑地保護地域等に関する保護計画（環境緑地保護地域等内における自然と調和した良好な生活環境の確保のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

5 環境緑地保護地域等に関する保護計画には次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
一 三略

四 当該地域における自然と調和した良好な生活環境の確保のための施設に関する事項

6 知事は、環境緑地保護地域等に関する保護計画を決定したときは、その概要を公示しななければならない。

一 略

二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）

三 略

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している湖沼、湿原又は河川の区域

五 略

2 略

3 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見を聴かなければならない。

4 略

5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 9 略

（自然環境保全地域に関する保全計画の決定）

第十五条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 略

四 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項

3 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 略

一 略

二 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）

三 略

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している湖沼、湿原又は河川の区域

五 略

2 略

3 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び審議会の意見をきかなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見をきかなければならない。

4 略

5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見をきく必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 9 略

（自然環境保全地域に関する保全計画の決定）

第七条の二 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 略

四 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

4 略

、自然の保護に関する研究を行うよう努めるものとする。

(生物多様性の確保に関する施策等)

第十一条 県は、森林、河川等における生態系の多様性の確保、希少野生動植物をはじめとする野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 何人も、生物の多様性を確保するため、野生動植物(動物の卵及び植物の種子を含む。)をみだりに捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷しないようにすること等により、その保護に努めるものとする。

(移入種に関する施策等)

第十二条 県は、県内にその本来の生息地又は生育地を有する動植物(動物の卵及び植物の種子を含む。)とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある種(以下この条において「移入種」という。)が、地域の生態系等に及ぼす影響についての県民の理解を深めるため、移入種の個体の生息又は生育の状況その他移入種に関し必要な情報を提供しよう努めるものとする。

2 何人も、移入種をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

(公共施設等の緑化)

第十三条 県は、自ら、又は国、市町村その他の関係者の協力を得て、公園、学校、病院、官公署その他の公共施設等(次項において「公共施設等」という。)の緑化を計画的に推進するものとする。

2 前項の緑化の実施に当たっては、公共施設等が存する地域の植生に調和するよう配慮するものとする。

第四章 略

(県自然環境保全地域の指定)

第十四条 知事は、その区域における自然環境が自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十二条第一項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域であつて次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを岡山県自然環境保全地域(以下「自然環境保全地域」という。)として指定することができる。

第三章 略

(県自然環境保全地域の指定)

第七条 知事は、その区域における自然環境が自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十二条第一項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域であつて次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを岡山県自然環境保全地域(以下「自然環境保全地域」という。)として指定することができる。

七 略

八 自然の保護のための監視指導体制の整備に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、自然の保護のために必要な施策に関すること。

3 知事は、自然保護基本計画を策定しようとするときは、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

第三章 協働による自然の保護

（県民等の協働）

第七条 県民、事業者若しくはこれらの者の組織する団体又は市町村（以下「県民等」という。）及び県は、自発的かつ積極的に、また、適切な役割分担の下、協働して自然の保護に関する活動に取り組むよう努めるものとする。

（自然との触れ合いの場の確保等）

第八条 県は、自然と県民との触れ合いを促進し、もつて、県民が自然の価値への理解を深め、自然と調和した行動をとるとともに、郷土の自然を愛する心をはぐくむため、県民等と連携して次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一 自然と県民との触れ合いの場及び機会の確保

二 自然体験活動の指導者の養成及び資質の向上

三 自然体験活動を促進するために必要な体制の整備

（自然の保護に関する教育、学習等）

第九条 県は、県民が自然の保護についての理解を深めるとともに自然の保護に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、学校における環境教育等自然の保護に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

2 県は、自然の保護に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、自然の保護に関する必要な情報の提供、広報その他の啓発活動に努めるものとする。

（基礎調査等の実施）

第十条 県は、国、他の地方公共団体等と連携し、地形、地質、植生及び野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況等の野生動植物に関する調査その他の第一条の施策の策定に必要な基礎調査を行うとともに

七 略

八 自然を保護するための監視指導体制の整備に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、自然を保護するために必要な施策に関すること。

3 知事は、自然保護基本計画を策定しようとするときは、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

新

旧

目次

前文

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 自然保護基本計画の策定等（第五条・第六条）
- 第三章 協働による自然の保護（第七条―第十三条）
- 第四章 岡山県自然環境保全地域等の指定（第十四条―第十九条）
- 第五章 行為の規制（第二十条―第二十九条）
- 第六章 岡山県生態系維持回復事業（第三十条―第三十三条）
- 第七章 自然保護協定（第三十四条）
- 第八章 雑則（第三十五条―第四十条）
- 第九章 罰則（第四十一条―第四十五条）

附則

（県の責務）
 第一条 県は、自然と調和した良好な生活環境を保全し、及び創造するため、生物の多様性の確保その他の自然の保護（以下「自然の保護」という。）に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（県民の責務）

第四条 県民は、動植物を愛護し、植樹を行う等互いに自然の保護に努めるとともに、県又は市町村が実施する自然の保護に関する施策に協力する責務を有する。

（自然保護基本計画の策定）

第五条 1略

2 自然保護基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三略

四 自然の保護に関する事業に関すること。

五 自然の保護に関する知識の普及及び啓発に関すること。

六 県民の行う自然の保護に関する自主的な活動の助長に関すること。

目次

前文

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 自然保護基本計画の策定等（第五条・第六条）
- 第三章 岡山県自然環境保全地域等の指定（第七条―第十一条）
- 第四章 行為の規制（第十二条―第二十条）
- 第五章 自然保護協定（第二十一条）
- 第六章 雑則（第二十二条―第二十五条）
- 第七章 罰則（第二十六条―第三十条）

附則

（県の責務）
 第一条 県は、自然と調和した良好な生活環境を保全し、及び創造するため、自然の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（県民の責務）

第四条 県民は、動植物を愛護し、植樹を行なう等互いに自然の保護に努めるとともに、県又は市町村が実施する自然の保護に関する施策に協力する責務を有する。

（自然保護基本計画の策定）

第五条 1略

2 自然保護基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三略

四 自然の保護に関する施設の整備に関すること。

五 自然の保護に関する知識の普及及び思想の高揚に関すること。

六 県民の行なう自然の保護に関する自主的な活動の助長に関すること。

二 第二十条の規定により許可に付された条件に違反した者

第四十八条 第二十一条第二項又は第三十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十一条第五項の規定に違反した者
- 三 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十三条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十五条第一項第一号に掲げる行為をした者
- 六 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
- 七 第四十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

二 第十四条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第三十八条 第十五条第二項又は第二十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十五条第五項の規定に違反した者
- 三 第十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第十七条第二項の規定による立入検査又は立入り調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第十九条第一項第一号に掲げる行為をした者
- 六 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第十九条第二項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
- 七 第三十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、柵等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第四十三條 県は、第十九條第三項の許可を得ることができないため、第二十条の規定により許可に条件を付されたため若しくは第二十一条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者又は前条第一項の規定による職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 略

(土地の買入れ)

第四十四條 県は、自然公園の区域内の土地について、当該土地の所有者から、第十九條第三項の許可を得ることができないため、第二十条の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十一条第二項の規定による処分を受けたため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより、当該土地を県において買入れらるべき旨の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該土地を買入れらるものとする。

2 略

第四十五條 略

(罰則)

第四十六條 第二十二條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第三項の規定に違反した者

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第三十三條 県は、第十三條第三項の許可を得ることができないため、第十四條の規定により許可に条件を付せられたため若しくは第十五條第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者又は前条第一項の規定による職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 略

(土地の買入れ)

第三十四條 県は、自然公園の区域内の土地について、当該土地の所有者から、第十三條第三項の許可を得ることができないため、第十四條の規定により許可に条件を付せられたため、又は第十五條第二項の規定による処分を受けたため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより、当該土地を県において買入れらるべき旨の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該土地を買入れらるものとする。

2 略

第三十五條 略

(罰則)

第三十六條 第十六條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條第三項の規定に違反した者

第三十三条 県又は公共団体が風景地保護協定を締結したときは知事又は当該公共団体の長、前条の規定による認可をしたときは知事は、規則で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第三十四条 第三十条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第三十五条 第三十三条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた風景地保護協定は、その公示のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第三十六条(第四十一条略)

(実地調査)

第四十二条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、柵等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

第二十三条 県若しくは市町村等又知事は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、知事が定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第二十四条 第二十条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第二十五条 第二十三条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた風景地保護協定は、その公示のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第二十六条(第三十一条略)

(実地調査)

第三十二条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その指定する職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その指定する職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

ことができる。

一 五略

2 略

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二略

三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 公共団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 略

(風景地保護協定の縦覧等)

第三十一条 県又は公共団体が風景地保護協定を締結しようとするときは知事又は当該公共団体の長、前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは知事は、規則で定めるところにより、その旨を公示し、当該風景地保護協定を当該公示の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公示があつたときは、関係者は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第三十二条 知事は、第三十条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

一 略

二 風景地保護協定の内容が、第三十条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公示等)

して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一 五略

2 略

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二略

三 第一項各号に掲げる事項について知事が定める基準に適合するものであること。

4 市町村等が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 略

(風景地保護協定の縦覧等)

第二十一条 県若しくは市町村等又は知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、知事が定めるところにより、その旨を公示し、当該風景地保護協定を当該公示の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公示があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、県若しくは市町村等又は知事に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第二十二条 知事は、第二十条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

一 略

二 風景地保護協定の内容が、第二十条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公示等)

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(認定の取消し)

第二十八条 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第二十九条 知事は、第二十七条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(風景地保護協定の締結等)

第三十条 県若しくは公共団体又は第三十六条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十七条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者(次項及び第三十五条において「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行う

(風景地保護協定の締結等)

第二十條 県若しくは市町村等(市町村及び地方公共団体の組合をいう。以下同じ。)又は第二十六条第一項の規定により指定された公園管理団体で第二十七条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者(次項及び第二十五条において「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結

又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うことができる。

2 公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事の確認を、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 知事は、その職員に、自然公園の特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

(生態系維持回復事業計画)

第二十六条 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(生態系維持回復事業)

第二十七条 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持

し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方でも客引きし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 知事が指定する職員は、自然公園の特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

いての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 略

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十三条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十九条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十九条第三項、第二十一条第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定による処分をするために必要があるときは、その必要限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十九条第三項各号若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第二十四条 略

(利用のための規制)

第二十五条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起させようする方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発

ての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 略

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十七条 知事は、自然公園の保護のために必要があるときは、第十三条第三項の規定による許可を受けた者又は第十五条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十三条第三項、第十五条第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定による処分をするために必要があるときは、その必要限度において、その指定する職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、第十三条第三項各号若しくは第十五条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十八条 略

(利用のための規制)

第十九条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念をおこさせようする方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発

きる。

4 知事は、第一項に規定する届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項に規定する期間内に第二項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、その期間内に、第一項に規定する届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項に規定する届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 略

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 第三十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

五・六 略

(中止命令等)

第二十二條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十九条第三項の規定、第二十条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件につ

4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、当該自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 略

二 第二十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの

四・五 略

(中止命令等)

第十六條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十三条第三項の規定、第十四条の規定により許可に付せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件につ

同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

8 岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）第六条第一項ただし書の規定により、同項第一号から第五号までに掲げる行為（同項第二号に掲げる行為にあつては第三項第十一号に規定する植物に関するもの、同条第一項第五号に掲げる行為にあつては第三項第十三号に規定する動物に関するものに限る。）について許可を受けた者は、当該行為に相当する第三項各号に掲げる行為について同項の許可を受けたものとみなす。

第二十条 略
（普通地域）

第二十一条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。
一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 六略
2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の規定による処分は、第一項に規定する届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの

8 岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）第六条第一項ただし書の規定により、同項第一号から第四号までに掲げる行為（同項第二号に掲げる行為にあつては、第三項第十号に規定する植物に関するものに限る。）について許可を受けた者は、当該行為に相当する第三項各号に掲げる行為について同項の許可を受けたものとみなす。

第十四条 略
（普通地域）

第十五条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。
一 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 六略
2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十三 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

十五 十七略

4 略

5 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

6 略

7 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。

一 略

二 認定生態系維持回復事業等（第二十七条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。第二十一条第七項第二号において同じ。）として行う行為

三 第三十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて

十一 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十二 十四略

4 略

5 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第三項各号に掲げる行為（同項第五号に掲げる行為を除く。）又は同項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

6 略

7 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。

一 略

二 第二十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて

たときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第九条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第九条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第九条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第十条の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第九条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十四条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証

を除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が国又は公共団体である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が国、県及び公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第九条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第十二条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第十三条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第九条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第九条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効し

「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならず、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

（改善命令）

第十条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第十一条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するもの

(指定の解除及び区域の変更)

第六条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 略

(公園計画及び公園事業の決定)

第七条 公園計画及び公園事業は、知事が、関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときはその概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供し、公園事業を決定したときはその概要を公示しなければならぬ。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第八条 知事は、公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 略

(公園事業の執行)

第九条 公園事業は、県が執行する。ただし、道路法(昭和二十七年法律第八十号)その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

2 市町村及び規則で定めるその他の公共団体(以下「公共団体」という。)は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第二号に規定する規則で定める施設(以下この条において

(指定の解除及び区域の変更)

第六条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見をきかなければならない。

2 略

(公園計画及び公園事業の決定)

第七条 公園計画及び公園事業は、知事が、関係市町村及び審議会の意見をきいて決定する。

2 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならぬ。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第八条 知事は、公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見をきかなければならない。

2 略

(公園事業の執行)

第九条 公園事業は、県が執行する。

2 市町村及び知事が定めるその他の公共団体(以下「公共団体」という。)は、知事の承認を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び公共団体以外の者は、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 前二項の規定による承認及び認可の手続並びにその承認又は認可を受けて行なう公園事業の執行に関して必要な事項は、知事が定める。

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。</p> <p>二 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。</p> <p>三 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第三条 県、市町村、事業者及び自然公園の利用者は、自然環境が現代及び次代における県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。</p> <p>2 県及び市町村は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>(指定)</p> <p>第五条 自然公園は、知事が、関係市町村及び岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。</p> <p>2 略</p> <p>3 自然公園の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。</p> <p>二 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で知事が定めるものに関するものをいう。</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第三条 県、市町村、事業者及び自然公園の利用者は、自然環境が現代及び次代における県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、すぐれた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第五条 自然公園は、知事が、関係市町村及び岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見をきき、区域を定めて指定する。</p> <p>2 略</p> <p>3 自然公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。</p>

明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十五条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第十六条・第十七条略

(適用除外)

第十八条 前二条の規定は、道路法による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(特別地域)

第十九条 1・2略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一・二略

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四〇十一略

十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植

第十条・第十一条略

(適用除外)

第十二条 前三条の規定は、公園事業のうち国の機関の行なう事業について、前二条の規定は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(特別地域)

第十三条 1・2略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為(第五号に掲げる行為を除く。)若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一・二略

三〇十略

岡山県自然保護基本計画

(素 案)

平成22年10月22日

環境文化部 自然環境課

目次

I	計画策定の趣旨	1
II	計画の性格	2
III	計画の目標	2
IV	自然保護の基本方針	3
V	自然保護の施策体系	6
	自然保護基本計画（第4次計画：H23.4～H33.3）施策体系図	6
1	豊かな自然環境の保護	7
①	自然公園等の保護	7
②	地域の特色ある自然環境の保護	8
③	多様な生態系の保全	9
④	自然との調和に配慮した事業活動	10
2	野生生物の保護	11
①	希少野生動植物の保護	11
②	野生鳥獣の保護管理	12
③	移入種等の対策	13
④	生息・生育環境の保全	14
3	水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出	15
①	多様で健全・安全な森づくり	15
②	河川、湖沼、瀬戸内海等の環境	16
③	身近なみどりの創出	17
4	人間が守り伝える自然の豊かさ	18
①	指導者・ボランティアの育成	18
②	自然環境学習等の推進	19
③	自然とのふれあいの場の確保	20
④	生物多様性を支える基盤づくり	21
VI	推進体制、進捗状況の評価と見直し	22
VII	資料編（用語集）	23

I 計画策定の趣旨

地球上には、3,000万種ともいわれる多くの野生生物が、森林や草原、里山、田畑、干潟、河川、海洋など、地域や気候によって異なる多様な生態系の中で生きています。野生生物や生態系は互に関係し合い、絶妙なバランスの中で豊かな自然を形成しています。そして人間は、その自然の中で生かされてきました。

しかし、人間の活動が活発化、広域化するにつれて、温暖化、砂漠化などに代表される気候変動等に起因する急激な環境の変化、森林や湿地等の豊かな自然の喪失、生態系の分断、野生生物の絶滅等の環境問題が地球規模で現れ、このままでは、自然の豊かな恩恵を将来に引き継ぐことができないのみならず、私たちの生命や暮らしも損なわれる虞があります。

こうした中、国においては、生物多様性基本法を制定するなど、生態系、種、遺伝子という3つの生物多様性を保全するための取組を強化する一方、人間の活動や開発、里地里山など身近な自然との人間の関わりの減少、外来生物による生態系の攪乱という生物多様性を脅かす3つの原因を緩和するよう、対策が講じられてきましたが、生物多様性は急速に失われつつあります。

県では、昭和46年に岡山県自然保護条例を制定するとともに、翌47年に岡山県自然保護基本計画を策定するなど、自然と調和した環境づくりを進めてきました。また、平成20年には新岡山県環境基本計画を策定し、環境問題に対する総合的な取組を行っています。

岡山県は、気候温暖で四季の変化に富み、県北の中国山地から県南の瀬戸内海まで、豊かで多様な自然環境に恵まれています。この豊かで多様な自然環境を将来に引き継ぐためにも、私たちは、あらゆる生物が生態系の中で食物網や共生関係を築き、それぞれが関連し合いながら共存していることを忘れずに行動しなくてはなりません。

このため、郷土の自然を取り巻く幅広い問題に適切に対応し、人と自然との調和を将来にわたって維持していくため、今まで以上に生物多様性の観点を強化した自然の保護に関する施策についての基本計画を策定し、「快適生活県おかやま」の実現を目指すものです。

II 計画の性格

岡山県自然保護条例第5条の規定により、自然の保護に関する基本的かつ総合的な施策を定めるものであり、昭和47年12月の策定後、2回の改訂を経て、今回が3回目の改訂となります。

また、「みどり豊かなおかやま」を築くための指針として、岡山県総合緑化計画（現在の名称は岡山県みどりの総合基本計画）を昭和50年3月に策定した後、5回の改訂を行いました。この計画の目標である「みどりづくり」も併せ、生態系に配慮した自然保護施策を総合的に推進するため、自然の保護に関する両計画を統合したものとして策定します。

新たな計画は、県の自然の保護に関する行政施策の基本となるとともに、市町村における自然の保護に関する行政施策の指針ともなるものです。

この基本計画に盛り込まれる自然保護施策は、県民、事業者、民間団体、公共団体等の多様な主体が、自然の保護の重要性を認識し、積極的に連携しながら行動することにより推進されるものです。

III 計画の目標

自然との共生 ～ 生物多様性を育む豊かな自然の継承 ～

この基本計画は、「自然との共生」を目標とします。新岡山県環境基本計画をはじめ自然の保護に関する制度や施策と連携を図りつつ、「快適生活県おかやま」の実現を目指すものです。

計画の目標年度は、平成32年度（2020年度）とします。

県が生物多様性に取組む観点とは

自然の中には陸上、土壌中、水中を問わずあらゆるところに生物が生存しており、人間を含めたあらゆる生物の生命はつながっています。この生命のつながりに着目し、生物が生息・生育する環境としての生態系の健全性を検証するための指標を生物多様性の観点でとらえることにより、県内の豊かな自然を保護するための一助とします。

IV 自然保護の基本方針

本計画の目標である「自然との共生」を実現し、そして、生物多様性を育み、生命と暮らしを支える豊かな自然を次代に引き継ぐためには、「自然」と「その恵みの中で暮らす人」の調和を図る取組を永続的に実施していくことが大切です。

このため、「豊かな自然環境」、「多くの野生生物」、「人間」のそれぞれの視点に、従来の「岡山県みどりの総合基本計画(グリーンプラン2010)」に盛り込まれている「水とみどり」を加えた四つの視点を、計画実現のための基本方針と位置づけ、多様な主体との連携のもと、将来につながる自然保護施策を展開することとします。

水とみどりに恵まれた自然の中で、多くの野生生物と私たち人間とが共に生息・生育していきける豊かな自然環境を、現在に暮らす私たちが時代を超えて次の世代に引き継ぎ、「自然」と私たち「人間」との関わりを将来にわたってより強固に紡いでいくという想いを四つの基本方針に込めています。

<四つの基本方針>

1 豊かな自然環境の保護

2 野生生物の保護

3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

1 豊かな自然環境の保護

県内は、雨や雪が多く緑深い県北部の中国山地から里地里山が広がる吉備高原、人口が集中するとともに田園風景が広がる県南平野部、瀬戸内海国立公園に指定された風光明媚で豊かな漁場の瀬戸内海まで自然の豊かさが多岐にわたり、各地域が吉井川、旭川、高梁川の3大河川を共有し、相互に関連しながら多くの野生生物を育むとともに、優れた景観に富んだ多様な自然環境を形成しています。

その中で、県では優れた自然景観を有する地域等を自然公園や自然環境保全地域等に指定するとともに、毛無山の貴重な天然林等、特に優れた自然の一部を公有化するなど、自然環境の保護を推進しています。

また、長い間、人間の関与により保全されてきた里地里山里海では、農林漁業従事者の高齢化等に伴う人間の働きかけの縮小により荒廃が進むなど、身近な県内の自然環境の悪化が一部に見られます。

今後は、再生不可能な資源の利用を見直し、再生可能な資源の再生量の範囲内に消費量を抑制する一方で、里地里山里海が再生可能な資源の供給地であることを再認識した上で、その資源を有効に活用する方策を検討するとともに、その活用策をすみやかに実行することが不可欠です。

豊かな自然環境を保護していくためには、地域の自然の特性に応じて、保護施策の内容を変え、人為の関与度合いを調整することにより、計画的な保護に努めるなど、豊かな自然を将来に引き継ぐ努力を絶え間なく進めていく必要があります。

2 野生生物の保護

長い歴史の中で創り上げられた生物多様性は、さまざまな恵みを通して、我々人間の生命と暮らしを支えています。こうした生物多様性を守り、将来に引き継いでいくためには、現存する多くの野生生物をその生息・生育環境とともに保護していく必要があります。

近年、野生生物の生息・生育環境の悪化や県中北部、中山間地域を中心とした里地里山における自然への働きかけの減少により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。

野生生物の保護のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握しておく必要があります。

本県では、2003年に岡山県版レッドデータブックを作成し、2009年にはその見直しを行い、県内における絶滅のおそれのある野生生物の現状を明らかにして、地域における適切な野生生物の保護に努めてきました。

一度失われた種は二度と取り戻すことができないため、種の絶滅、減少を防ぎ、県内の多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていくことは私たちの重要な責務と言えます。

3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

県土の約7割を占めている森林には水源かん養機能があり、この働きにより三大河川に代表される豊かな水が生まれ、この恵みにより農地は潤され、中山間地域には棚田、南部には田園の風景が広がっています。さらに瀬戸内海沿岸は河川からの土砂や栄養の供給を受けて干潟や藻場が形成されるなど、私たちは水とみどりに恵まれた環境の中で、自然の恵みを継続的に利用しつつ、野生生物と共存しながら長い年月をかけて地域固有の豊かな自然を維持してきました。

しかし、産業構造の変化や過疎化、高齢化などによる農林業の生産活動の低下は、森林や農地の荒廃を招き、里地里山の自然環境を悪化させています。また、瀬戸内海でも上流の都市化に伴う河川改修や海岸部の開発などの影響により自然の海岸が減少し、野生生物の生息・生育の場が減少しています。

このため、県では荒廃した森林を整備し、多様で健全・安全な森づくりを進めるとともに、自然環境に配慮した河川の改修や瀬戸内海の環境の保全を進めています。

また、人口の集中した都市部でも、さらに多くの野生生物が生息・生育できるよう、豊かで身近なみどりを創出することが必要です。

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

私たちが心に描く自然は、自身が幼い頃に原体験した自然であり、世代により、生活場所により大きく異なっています。

生物多様性を育む豊かな自然を将来に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが、世代や生活している地域を越え、地球という長く大きな次元の中で、人間の生命と暮らしを支える生物多様性の重要性を理解し、自然環境に配慮した行動を取ることが重要です。

このため、県では、気軽に自然環境への理解を深めることができる「自然とのふれあいの場づくり」、野外での学習も含めた自然環境学習を指導できる「人づくり」など、県民が環境学習に取り組みやすい基盤整備に努めていくこととしています。

また、豊かな自然環境の保護、多くの野生生物の保護、水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出といった自然保護の活動を効果的に推進していくためには、行政機関はもとより、地域住民、NPO、学識を有する専門家など、地域で活動する一人ひとりが県内の自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、その情報を共有するとともに、自然保護活動に必要な最新の情報を県民の皆様にはわかりやすく提供していく必要があります。

自然との共生の実現に向け、私たち県民一人ひとりが、自然の保護についての共通認識を持ち、互いに連携、協力しながら、それぞれの地域の特性に応じた取組を積極的に進めていく努力が求められています。

V 自然保護の施策体系

◆ 自然保護基本計画(第4次計画:H23. 4~H33. 3)施策体系図

○ 計画目標

自然との共生 ~ 生物多様性を育む豊かな自然の継承 ~

○ 基本方針(4つの視点)

豊かな自然環境の保護

野生生物の保護

水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

人間が守り伝える自然の豊かさ

○ 施策体系

自然公園等の保護

地域の特色ある自然環境の保護

多様な生態系の保全

自然との調和に配慮した事業活動

希少野生動植物の保護

野生鳥獣の保護管理

移入種等の対策

生息・生育環境の保全

多様で健全・安全な森づくり

河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全

身近なみどりの創出

指導者・ボランティアの育成

自然環境学習等の推進

自然とのふれあいの場の確保

生物多様性を支える基盤づくり

1 豊かな自然環境の保護

① 自然公園等の保護

【現状と課題】

- 優れた自然景観や自然環境を有している地域等を保護するため、県内には、自然公園が国立・国定・県立あわせて10地域、自然環境保全地域が3地域、環境緑地保護地域が2地域、郷土自然保護地域が37地域、郷土記念物が39箇所、鳥獣保護区が69箇所指定されています。
- これらの地域のうち、特に重要な地域については、特別保護地区や特別地域に指定し、野生動植物の捕獲等を規制するとともに、様々な開発行為を規制し、自然環境の保護を図っています。中でも、毛無山の一带には、ブナ林を中心とした天然林が広がり、学術的にも貴重な自然環境を有しているため、森林の一部を公有化し、その保存に努めています。
- 自然公園等には、そこに生息する野生生物の保護や生息・生育環境の保全と生態系ネットワークの核としての機能を積極的に果たすことが求められています。

【推進の目標】

- 原始的な森林や多くの野生生物が生息・生育する地域を保護します。

【施策の推進方向】

- ① 自然公園等の保護・管理に努めるとともに、自然環境の保全に影響を及ぼすと認められる場合には、そこが本来の生息・生育地でない動植物の放出を禁止するなど必要な規制を行います。
- ② 自然環境や社会状況などの変化を踏まえ、公園区域や公園計画の点検を行います。
- ③ 自然公園指導員や自然保護推進員などと連携し、動植物の捕獲・採取や損傷、地形の改変などの問題が生じないように自然公園等の適正な利用指導に努めます。
- ④ 鳥獣保護区の定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査などを実施するとともに、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、鳥獣をとりまく多様な生息環境の保全に努めます。

② 地域の特色ある自然環境の保護

【現状と課題】

- 県北部に広がる森林は、天然林に多くの野生生物が生息・生育する一方、人工林の手入れ不足等が進行しており、豊かな森林の維持・回復が必要となっています。
- 吉備高原地域等の里地里山では、耕作放棄地の増加や高齢化等による森林の手入れ不足などにより自然環境が悪化してきており、その保護が必要となっています。
- 県南部の平野を中心に、水田が広がっていますが、人間と共生していたカエル等の身近な野生生物が減っており、地域の自然環境の保護が必要となっています。
- 三大河川を中心とした水系に豊かな水が循環していますが、護岸改修等による地域の安全・安心の確保と地域の特色ある自然の確保を両立していくことが求められています。
- 多くの野生生物が生息・生育する湿原や干潟等は一度失われると再生が難しいので、これらの地域の保護が必要となっています。
- 貴重な地下資源である温泉は、自然とのふれあいや心身の休養に大きな役割を果たしています。

【推進の目標】

- 中国山地、里地里山、平野部、河川・湖沼、瀬戸内海沿岸地域それぞれに異なった特色のある自然を保護し、将来に引き継いでいきます。

【施策の推進方向】

- ① 森林の持つ公益的機能を発揮させるための適切な施業と地域の元々の植生に配慮した広葉樹林や針広混交林の造成を推進します。
- ② 都市と農村との交流を図り、都市生活者による稲作体験や身近な生物探しを通じて自然への理解を促すなど、自然の保護への参画を推進します。
- ③ 自然保護推進員等が自然の保護に関する指導等を行いながら、地域の自然環境の保護活動を推進します。
- ④ 参加体験型の学びを通じて自然の価値を認識してもらうため、学校と連携して、学校近辺の身近な自然の清掃や下草刈、生物の飼育等を推進します。
- ⑤ 各地域の特色ある自然環境を保護するため、市町村に「自然環境保護推進地域(仮称)」の制度創設を働きかけます。
- ⑥ 貴重な地下資源である温泉の保護と安全で適正な利用を推進します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
自然環境保護推進地域(仮称)数	0箇所	10箇所

③ 多様な生態系の保全

【現状と課題】

- 森林や里地里山、河川、海浜等の様々な環境における生態系が豊かな自然を構築しており、多様な生態系の保全が必要となっています。
- 道路の開設や水路のコンクリート化等の開発行為や災害発生等により生態系や植生の縮小、分断、孤立化が進んでおり、広い地域の生態系の保全が必要となっています。

【推進の目標】

- 県内の各地域における様々な生態系の現状を把握するための調査や、それらの生態系を保全するための方策等についての研究を進めます。
- 森林、里地里山、田畑、河川、湖沼、海浜等の自然同士のつながりの確保に努めます。
- 森林、緑地等の緑の回廊や、河川、水路、田んぼ等の水の回廊を確保し、野生生物の生息・生育地を結び、それらの移動にも配慮した連続性のある生態系ネットワークの形成に努めます。

【施策の推進方向】

- ① 生態系の現状の把握と調査参加者の生物多様性への理解を深めるため、地域住民が参画する生物調査を実施します。
- ② 市町村が公共事業を実施する際に自然環境へ配慮すべき項目を取りまとめた市町村公共事業自然環境配慮指針（仮称）を策定するよう、各市町村へ働きかけます。
- ③ 野生生物の移動の妨げを緩和するよう道路下や空中へのエコロードの設置や、河川内への魚道の設置、また水生生物等が生息できるよう多自然川づくりの施工など、生態系に配慮した公共事業を推進します。
- ④ 森林や里地里山、河川や湖沼等の点となりがちな自然と自然を結び自然の線とするため、又は広がりを持った自然の面とするため水と緑の回廊の整備に努めます。
- ⑤ 地域団体等による地域の自然や水源から海に到る水系等のネットワーク化の事例を集め、自然ネットワーク形成事例パンフレットの作成に努めます。
- ⑥ 身近な地域において自然とふれあえるビオトープ等を整備し、環境学習での活用等を通じた自然共生型の地域づくりを推進します。
- ⑦ 隣県との広域的な自然ネットワークの構築に向けた連携・協力体制の整備に努めます。

④ 自然との調和に配慮した事業活動

【現状と課題】

- 実物経済における事業活動は、全て周囲の環境と密接に絡み合っており、継続的な活動を遂行するためには、自然との調和に配慮することが求められています。
- 農薬の使用等により、病害虫の防除を行い、収穫量の増大を図ってきましたが、結果的に田畑の野生生物が減少しており、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の推進が求められています。
- 人工林における間伐等の手入れ不足が野生動物の生息環境の悪化の一因となり、動物と人間との間に軋轢が生じているため、棲み分け又は共存の方策を見出すことが必要となっています。
- 食料品等の大量輸入、大量消費、大量廃棄をはじめとした私たちの社会経済活動は、生産地における過剰な耕作や放牧など資源収奪的な生産による土地の劣化、森林や海洋生物資源の減少など、国内外の生物多様性に深刻な影響を及ぼしています。

【推進の目標】

- 各地域の様々な生態系に配慮した農林漁業の実践を推進します。
- 国内外の自然に対する負荷に配慮した事業活動を推進します。
- 大規模な開発に際して自然の保護に、意識的かつ優先的に配慮してもらう自然保護協定の締結等を推進します。

【施策の推進方向】

- ① 有機無農薬・減農薬農業により、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。
- ② スギやヒノキの人工林の適切な施業を促進するとともに、広葉樹林や針広混交林等多様な森林の造成を推進します。
- ③ 企業において原材料の調達から廃棄物の回収・処分までを含めた物流全体を経済的視点のみならず環境的視点からも見直してもらえよう、啓発等に努めます。
- ④ 商品の選択において、原材料がどこから運ばれたものか、環境に配慮した企業の商品かなど、環境負荷を意識した消費者行動の普及・啓発に努めるとともに、農業生産物等の地産地消を進めます。
- ⑤ 企業・団体に対する自然との共生モデル事業の認証制度を創設し、自然の保護に配慮した活動を支援します。
- ⑥ 県民や企業が率先して自然の保護に努める意識づくりを進めるとともに、大規模な開発、造成に際しては、環境影響評価手法の活用とともに、自然保護協定の締結を求めます。

【数値の目標】

項 目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
自然との共生モデル事業の認証件数	0件	10件

2 野生生物の保護

① 希少野生動植物の保護

【現状と課題】

- 開発等による生息・生育環境の悪化、県中北部、中山間地域等における自然に対する人間の働きかけの減少等により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。
- 2009年に改訂された岡山県版レッドデータブック(RDB)によると、絶滅のおそれのある種の数、動物で184種、植物で309種にのぼります。
- 県では、平成15年に岡山県希少野生動植物保護条例(希少条例)を制定し、多様な主体との協働のもと、希少な野生動植物の保護に取り組んでいます。
- 絶滅の危機に瀕している希少野生動植物について、その生息・生育環境を含め、将来に引き継いでいく必要があります。

【推進の目標】

- 希少な野生動植物についての基礎調査を進め、収集したデータのデータベース化を図るとともに、絶滅の原因について、科学的知見に基づく分析を推進します。
- 希少条例に基づき、多様な主体との協働のもと、希少野生動植物について、その生息・生育する環境を含め、保護活動を推進します。
- 本来の生息地での保護だけでは種の存続が困難な希少野生動植物については、人間の管理下での生息域外保全に取り組みます。

【施策の推進方向】

- ① RDBに記載された希少種のうち、特に保護を図る必要がある種を、希少条例に基づき「指定希少野生動植物」として指定し、指定希少野生動植物保護巡視員を始め、地域の住民と協働し、保護活動に取り組みます。
- ② 希少条例に基づく保護活動だけでは種の存続が困難な希少野生動植物について、生息域外保全基本方針を策定し、関係者と連携してその保全に取り組みます。
- ③ 希少な野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策を図るために、岡山県野生生物目録の情報整理、データベース化を図るとともに、RDB改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めていきます。
- ④ 開発行為と自然の保護との調整における基礎資料として、RDBを活用するとともに、その内容を公表し、希少な野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を推進します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
指定希少野生動植物(条例指定)の指定種数	6種	10種
指定希少野生動植物(条例指定)の保護に取り組む地域数	8地域	12地域
指定希少野生動植物保護巡視員数	70人	100人

② 野生鳥獣の保護管理

【現状と課題】

- 本県においては、ツキノワグマ等生息数が少なく積極的な保護が必要な種がある一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等生態系や農林水産業へ多大な被害を及ぼしている種もあり、個体数調整及び被害防止対策を組み合わせた総合的な対策が課題となっています。
- 野生鳥獣の保護管理には、人間と野生鳥獣の適切な関係の構築について理解を深めてもらうための情報提供や普及啓発が重要です。
- 県境を越えて分布、移動する野生鳥獣については、広域的な保護管理の視点から、関係する行政機関や団体が連携して取り組むことが重要です。
- 自然環境の急激な変化に伴い、野生鳥獣の生息数が減少しており、これら鳥獣の保護への取組が求められています。

【推進の目標】

- 本県における鳥獣の保護と管理を図るための基本指針となる第11次鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護と管理を総合的に推進します。
- 鳥獣保護区について、その指定を進めるとともに、適切な保護管理を推進します。
- 鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、多様な鳥獣相の保全に努めます。

【施策の推進方向】

- ① イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについて、科学的データや手法を踏まえた特定鳥獣保護管理計画を策定し、実効性の高い施策を推進することで、野生鳥獣の個体数、生息環境及び被害防止対策をバランスよく保護管理します。
- ② 鳥獣保護区や休猟区について、指定の趣旨に沿って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況を把握した上で、定期的な巡視等、適切な保護管理に努めます。
- ③ 野鳥の森や探鳥会等によるふれあいの機会の創出や野生鳥獣についての情報提供などを通じて、人と鳥獣の適切な関係についての普及啓発に努めます。
- ④ 鳥獣保護員、鳥獣保護センター等と連携を密にし、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、傷病鳥獣の救護の取組を推進します。
- ⑤ 関係団体と連携し、県下に生息又は飛来する野生鳥獣について、山林、里山、水辺、都市周辺などの各環境下における野生鳥獣の生息分布調査を実施します。
- ⑥ 猟友会等と連携し、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努めます。
- ⑦ カワウやニホンジカなど県境を越えて広域に移動する野生鳥獣について、関係各県からなる協議会設立など広域連携による保護管理の取組を推進します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
広域連携で鳥獣被害対策に取り組む地域数	0地域	5地域

③ 移入種等の対策

【現状と課題】

- アライグマ、オオクチバス等、野生生物の本来の移動能力を超え、人為的に移入された種が、在来種の脅威となっています。
- 外来生物法による特定外来生物については、飼育等を規制するとともに、野外への放出等が禁止されています。
- 県では、国等と連携を図りながら、特定外来生物を含めた移入種による被害防止の対策に取り組んでいます。
- 在来種に大きな影響を与えている移入種については、防除などの対策を進めていく必要があります。

【推進の目標】

- 移入種の取扱等について、理解と協力を得るための広報・啓発活動に努めます。
- 移入種の侵入、持ち込みを未然に防止する予防措置について、関係団体等と連携を図りながら検討を行います。
- 関係団体等と連携を図りながら、移入種対策に必要な知見・技術の蓄積に向けた調査研究を推進します。
- 国及び市町村等と連携し、在来種の脅威となっている移入種について、分布情報の収集に努めるとともに、移入種に対する防除対策を推進し、生態系や農林水産業への影響の防止に努めます。

【施策の推進方向】

- ① ホームページや各種普及啓発資料の作成、外来生物対策PR隊による出前講座の開催を通じた啓発をはじめ、学校、地域などあらゆる機会、活動を通じての教育、広報活動を推進します。
- ② 自然保護推進員などを活用し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。
- ③ 国内の他地域から持ち込まれる移入種については、希少野生動植物の保護、農林水産物被害防止の観点から、防除対策及び飼育動物の適正管理を進めます。
- ④ 特定外来生物について、環境省との連携を密にし、その取扱に関する普及啓発を推進するとともに、その効果的な防除方法についての調査を行います。
- ⑤ ニートリア、アライグマ、オオクチバス、ブルーギル等について、防除方法等を取りまとめ、市町村が行う防除活動を支援します。
- ⑥ 外来緑化植物について、基本的考え方を整理し、適切な管理に努めます。
- ⑦ 特に外来生物対策が必要とされる地域について、多様な主体との協働により、被害の状況に応じて、完全排除又は影響の低減を図る取組を推進します。

【数値の目標】

項 目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
外来生物対策PR隊による出前講座開催数(年間)	0回	10回
重点的に外来生物の防除に取り組む地域の数	0地域	3地域

④ 生息・生育環境の保全

【現状と課題】

- 多くの野生生物が生存する豊かな生息・生育環境の中で、数多くの自然とふれあうことは人間の精神的な充足や満足感につながります。
- 本県には、山地、中山間地域、里地里山、平野部、そしてこれらを貫く三大河川に瀬戸内海沿岸など、様々な自然環境が存在しており、こうした多様でつながりを持った生態系は、多くの野生生物が生息、生育する上で欠かせないものです
- 里地里山に特有な生息・生育環境を維持していくには、人間が適度に利用する二次林、草地、農地、ため池等さまざまな自然環境が保たれることが重要です。
- 野生生物を保護していくためには、個々の種に注目するだけでなく、野生生物のつながりに配慮した生息・生育環境を保全していく必要があります。

【推進の目標】

- 野生生物のつながりに配慮し、多くの野生生物が移動、生息・生育する環境の保全に努めます。
- 本県特有の生息・生育環境における人間と多くの野生生物の関係を再構築していきます。
- 希少な野生動植物を保護していくため、重要な地域を指定して重点的に対策を講じていきます。
- 身近な生活空間における野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。

【施策の推進方向】

- ① 河川や水路、田んぼ等のつながりを確保し、多くの野生生物が移動できる生息・生育環境の保全に努めるとともに、ドジョウなど多くの野生生物が生息できる身近な水辺環境の保全に努めます。
- ② 森林、草地、農地、ため池等里地里山を取り巻く豊かな自然環境を保全し、多くの野生生物が移動できる生息・生育環境の保全に努めます。
- ③ 希少野生動植物について、希少条例に基づき、生息地等保護区を指定し、生息・生育環境の一体的保護を図ります。
- ④ 野生生物を保護し、回復を図るため、その生態特性に応じた十分な規模の生息・生育環境の保全に向けた取組について検討します。
- ⑤ 地域住民や地元自治体、NPO、企業等と連携し、里地里山等における人間と身近な野生生物の関係の再構築に努めます。
- ⑥ 公共施設等の整備における地域植生に配慮した緑化等の計画的な推進を図り、多くの野生生物が移動できる生息・生育場所の確保に努めます。

【数値の目標】

項 目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
生息地等保護区を指定(条例指定)して指定希少野生動植物の保護に取り組む地域数	0地域	3地域

3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

① 多様で健全・安全な森づくり

【現状と課題】

- 多くの野生生物の生息・生育場所になっている森林は、CO₂の吸収による地球温暖化の防止や生物多様性を確保する上で大きな役割を果たしています。
- 本県の森林は県土の約7割を占め、中国山地から瀬戸内海沿岸にかけての変化に富んだ地形と気候によって多様な森林が広がり、多くの野生生物が生息しています。
- 県北部を中心に森林の約4割を占めるスギ・ヒノキの人工林は、採算性の低下などにより間伐等の手入れが遅れており、降雨等による山地災害発生危険性の増大や野生生物の生息・生育環境への影響、種の減少が危惧されています。
- 水源かん養、土砂災害防止、生物多様性保全など森林のもつ多面的機能を発揮させるためには、地域木材資源の積極的な利用により林業の生産活動を活性化させ、多様で健全な森づくりを進める必要があります。
- 人間の関わりにより独特の景観を形成してきた里山は、過疎化や高齢化などの理由により荒廃しており、里山保全のための新たな仕組みづくりが求められています。

【推進の目標】

- 健全な人工林の育成や災害に強い森づくりを推進し、生物多様性の保全を図ります。
- 地域住民、民間団体、企業など多様な主体との協働による里山保全を推進します。
- 地域の木材資源の利用を促進するための活動に取り組みます。

【施策の推進方向】

- ① 人工林の計画的な間伐を促進するとともに、広葉樹林や針広混交林等多様な森林へ誘導し、健全で災害に強い安全な森づくりを推進します。
- ② 地域住民やNPOなどの民間団体、企業、ボランティアなどによる里山保全の新たな仕組みづくりとその地域貢献活動を支援します。
- ③ 木材製品の利用のほか、製材端材や林地残材などを利用した木質バイオマスの活用を自然観察会や学習会等様々な機会を通じて県民にPRし、地域木材資源の利用を促進します。

【数値の目標】

項 目	現 況 (平成20年度)	目 標 (平成32年度)
間伐実施面積 * 間伐対象は、16～45年生のスギ・ヒノキ人工林で次第に減少していくと予測	6.0千ha/年	4.6千ha/年
森づくり活動への参加企業数	9 社	30 社

② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全

【現状と課題】

- 本県は、三大河川の流域面積が県土の約8割を占めており、その豊かな水を利用してみどり豊かな農地が広がり、多様な生態系を形成しています。
- その多様な生態系は、洪水や耕作による攪乱で生息・生育環境を維持・拡大しており、それに適応した野生生物の生息・生育の場となっています。
- 湖沼や低地の湿地や草原も多くの野生生物の生息・生育の場となっており、これら水のネットワークを生物多様性の基盤として保全することが重要です。
- 河川環境の人工化により河畔林や川床の自然環境が失われています。河川の自然環境の再生を図り、安らぎと潤いの公共の場として整備することが必要です。
- 瀬戸内海は、干拓や工業地帯の造成などにより、藻場や干潟の多くが消滅しており、その保全が必要となっています。
- 海岸地域は自然と親しめる身近な空間として利用されており、野生生物の生息・生育環境にも配慮した海岸の清掃や保全が必要です。

【推進の目標】

- 自然環境に配慮した水辺環境と親水施設がある河川の整備を推進します。
- 河川と湖沼、農地等の水のつながりを保全し、多様な生態系の維持に努めます。
- 瀬戸内海の優れた自然景観を保全するとともに、多様な主体との協働による自然海浜の保全活動を推進します。

【施策の推進方向】

- ① 利水や防災目的を確保した上で、水辺の生態系や親水性に配慮した河川の整備を推進します。
- ② 河川、湖沼、農地等の水のつながりを確保し、多くの野生生物を育む水の回廊による生物多様性の保全に努めます。
- ③ 干潟や藻場を保全し、野生生物の生息・生育環境の保全に努めます。
- ④ 河川や児島湖、瀬戸内海等で行われているアダプト活動を推進するため、参加者や都市住民等への自然環境保全啓発や地域住民と参加団体等とのネットワークの構築を支援します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成20年度)	目標 (平成32年度)
海のゆりかご(藻場)の面積	937 ha	1,030 ha
おかやまアダプト参加人数	35,751 人/年	40,000 人/年

③ 身近なみどりの創出

【現状と課題】

- 人が集中する都市部は、利便性や安全性を優先した土地利用により自然とふれあう場が少なくなっていますが、身近なみどりは野生生物の生息・生育の場となるほか、人の生活に潤いと安らぎを与えてくれます。
- 道路、河川、公園、学校等の公共施設は、防災や環境維持など生活に欠かせない多様な機能を持っており、整備が進められていますが、さらに野生生物の生息・生育環境に配慮した計画的な緑化が求められています。
- 急激な少子高齢化に伴う人口減少社会の中で、大切なみどりである都市近郊の森林や農地についても、適切な維持管理が困難となっており、地域で取り組む保全活動が必要です。
- 多くの野生生物が生息・生育できる環境を維持するためには、公園や近郊のみどりを街路樹や河川などで結ぶみどりのネットワークづくりが必要です。
- 工場、商業施設、住宅団地等大規模な民間施設においても、地域の野生生物の生息・生育環境に適したみどりの創出が求められています。また、ビルの屋上緑化や壁面緑化の技術や方法も向上しており、気温を低下させるなどの環境負荷の低減が期待されます。

【推進の目標】

- 野生生物の生息・生育環境に適した公園など公共施設のみどりを創出します。
- 公共施設のみどりと街路樹等によるつながりあるみどりの創出を推進します。
- 工場、商業施設、住宅団地等民間施設のみどりの創出を推進します。

【施策の推進方向】

- ① 身近なみどりとして親しまれ自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の計画的な緑地空間の整備を推進します。
- ② 都市と近郊のみどりが街路樹や河川の自然環境により結ばれたみどりのネットワークの形成を促進し、多くの野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。
- ③ 公共施設、工場、商業施設、住宅団地等の緑地空間の整備にあたっては、在来種の植栽など地域の生態系に配慮した野生生物の生息・生育環境を創出するとともにビルや住宅などでは屋上緑化や壁面緑化、みどりのカーテンづくりなどを推進します。
- ④ 春と秋のみどりの月間中に行われる自然環境保全活動を通じて県民運動を盛り上げ、県民参加のみどりづくりを推進します。

【数値の目標】

項 目	現 況 (平成20年度)	目 標 (平成32年度)
都市公園の面積	14.1 m ² /人	15.0 m ² /人

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

① 指導者・ボランティアの育成

【現状と課題】

- 自然の保護への関心が高まるなか、自然環境の現状に関する情報や正しい知識を世代や地域を超えて伝えていく必要があります。
- 次代を担う子供たちが、自然への関心や興味を持つことは、豊かな自然を将来に引き継いでいくための第一歩となります。
- 自然の保護の重要性や正しい知識の普及啓発及び自然に関する情報提供については、専門的知識を持つ指導者やボランティアと連携して行うことが必要です。
- 自然保護活動が幅広くかつ持続的に行われるためには、優れた活動を認定し、県民が積極的に参加できる機会をつくることが重要です。

【推進の目標】

- 専門的知識を持つ指導者やボランティアを育成し、自然の保護の推進を図ります。
 - みどりの少年隊の活動を支援し正しい自然観を養う機会の増加に努めます。
 - 優れた活動を認定する制度を導入し、県民の自然保護活動への参加意欲を高めま
- す。

【施策の推進方向】

- ① 身近な自然とのふれあいを促進し、自然の保護に関する意識の向上を図るため、指導者の育成やボランティアの活動を推進します。
- ② ボランティア等の活動の場を積極的に提供し、自然の保護に関する専門的知識や正しい自然観の普及啓発を図ります。
- ③ 地域において緑化活動に取り組んでいるみどりの少年隊の活動をへの支援を継続して実施するとともに、交流集会を開催するなど活動の充実を図ります。
- ④ 表彰制度を設け、自然保護活動を行う団体や個人の活動を奨励するとともに、模範となる自然保護活動の公表等を行い、県民の自然保護活動への参加や意識啓発を促進します。

【数値の目標】

項目	現況（平成21年度）	目標（平成32年度）
自然保護推進員数	88人	100人
みどりの少年隊員数	1,288人	1,400人

② 自然環境学習等の推進

【現状と課題】

- 県民一人ひとりが、自然の保護の大切さを理解し、自然環境に配慮した行動を実践していくには、環境教育における自然環境教育の推進が重要です。
- 県では、2008年3月に「新潟県環境基本計画(エコビジョン2020)」を策定し、環境学習の充実を推進目標に掲げ、様々な環境学習に取り組んでいます。
- 学校教育においては、地域の実態に合った問題を取り上げ、具体的な活動を通して学習するといった工夫が必要です。
- 多くの県民が身近な自然について学べる機会を、自然環境学習施設において、数多く提供していくことが重要です。
- 自然とふれあう機会が少なくなっている子供たちにとっては、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会を増やすことが大切です。

【推進の目標】

- 学校教育において、身近な自然環境に興味や関心を持つ機会を確保していきます。
- 県民のニーズを踏まえ、地域の特性や年齢に応じた多様な体験型の自然環境学習講座の充実を図ります。
- 地域の中で地域の協力を得て、地域固有の自然に遊び、親しむことのできる機会、場づくりを推進していきます。

【施策の推進方向】

- ① 将来を担う子供たちに自然の保護に関する興味と正しい理解を持ってもらえるよう学校教育や社会教育との連携を図り、学習機会と学習内容の充実に努めます。
- ② 都市住民に対し、自然との関わり方を学ぶ機会の提供と自然環境の適正な利用に関する普及啓発に努めます。
- ③ 自然保護センターなどを活用し、自然観察会などの自然環境に関する学習・体験活動を推進します。
- ④ 学校内でのビオトープづくり、身近な生物とのふれあいなど、学校ごとに地域の実情にあった特色ある取組を推進します。
- ⑤ 池干しや炭焼きなど、自然を活かした地域伝統文化の原体験の機会を創出します。
- ⑥ 子供たちが放課後に、地域の中で地域の協力を得て、地域固有の自然に遊び、親しむことを通じて自然を学ぶ自然体験学習を推進するとともに、子供たちが自主的に行う自然環境学習への支援を進めます。
- ⑦ 環境学習出前講座やエコツアー等、体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習を推進し、主体的に行動できる人材の育成に努めます。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
自然保護センターの年間利用者数	33,346人	40,000人
こどもエコクラブ会員数	2,557人	3,000人

③ 自然とのふれあいの場の確保

【現状と課題】

- 自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることは、自然に対する理解と関心を深め、環境を大切にする心を育む上でも重要な意義を有しています。
- 自然とのふれあいに対する県民のニーズは年々高まっていますが、身近に自然とふれあえる場やその情報が不足していることなどから、実際の自然とのふれあい体験に結びついていないという問題があります。
- 自然とのふれあいの場としては、自然公園や長距離自然歩道、自然保護センター等を整備しており、これらの施設の利用促進を図っていく必要があります。
- エコツーリズムには、地域住民が参加することで、自然の保全と文化の継承、観光振興、地域振興などが図られる効果があり、普及定着のための取組が課題となっています。
- 自然とのふれあいに関する施策の推進は、それぞれの地域で育まれた自然環境や社会環境の特性に応じて行う必要があります、県や市町村、民間団体、地域住民などの参加と相互の連携が重要です。

【推進の目標】

- 自然公園等の安全で快適な利用を促進するため、施設の整備や適正な維持管理に努めます。
- 身近に自然とふれあえる場や機会に関する情報の収集と提供に努めます。

【施策の推進方向】

- ① 自然歩道や自然公園施設等の点検やこれらの施設に関するアンケート結果を元に、その質的向上を図り、安全で安心して利用できるような施設の整備を行うことで、利用の促進を図ります。
- ② 自然観察等の自然体験、植樹や育樹活動等の林業体験、炭焼きや地引網などの里山・里海体験などの様々な自然とふれあえる体験の場や機会に関する情報の収集と提供に努めます。
- ③ エコツーリズムの普及を図るとともに、エコツーリズムの推進に関する市町村の取組を支援します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成20年度)	目標 (平成32年度)
中国自然歩道の利用者数	74万人	190万人
自然公園の利用者数	1,149万人	1,450万人

④ 生物多様性を支える基盤づくり

【現状と課題】

- 自然環境に関する情報は、大学などの研究機関、博物館、動植物園、水族館、専門家などによる専門的な調査研究や、個人やNPOによる長年にわたる活動で収集した地域における野生生物についてのデータなど、多様な主体が様々な形で保有しており、これら資料や情報を有効に活用していくことが重要です。
- 自然環境に関する資料や情報を関係者すべてが広く情報を共有した上で、自然の保護とその利用の方向性を決めていく必要があります。
- 自然の保護は、固有の自然を対象とした地域における活動によって支えられるものであり、地域重視の視点に立ち、地域住民など多様な主体間の連携の仕組みを設けていく必要があります。

【推進の目標】

- 指導者の養成や、活動場所や多様な主体との交流が図れる場所の確保など、行動の受け皿となる環境づくりに努めます。
- 自然環境に関する調査研究を充実させ、情報の有効活用に努めます。
- 生命と暮らしを支える生物多様性について、県民意識の醸成を図るとともに、生物多様性地域戦略を策定し、豊かなおかやまの自然を引き継いでいきます。

【施策の推進方向】

- ① 大学等と連携し、自然環境に関する調査研究の充実を図ります。
- ② 次代を担う子どもたちへの橋渡し役として、自然環境学習に関する活動を支える人材の育成と確保に努めます。
- ③ 行政と地域が一体となって、自然環境の保全に関する情報収集及び活動の場の確保に努めます。
- ④ 豊かなおかやまの自然を引き継いでいくため、必要な情報の提供、人材の育成、ふれあいの機会の創出等を有機的に結びつけ、ネットワーク化を図ることで、多様な主体との連携のもと、生物多様性を支える基盤づくりを推進します。
- ⑤ 県及び自然保護センターのホームページの内容の充実や更新により、自然の保護に関する分かりやすい情報の発信に努めるとともに、県内の生きもの生息情報や生物多様性の保全に係る具体的行動などを広く県民から募集する「いきもの8092アクション事業」を実施し、生物多様性に係る県民意識の醸成を図ります。
- ⑥ 生物多様性岡山県戦略を策定し、人類共通の課題である生物多様性の保全についての取組を地域から積極的に推進します。

【数値の目標】

項 目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
「いきもの8092アクション事業」による県民からの報告数(累計)	0件	8,092件
大学等と連携して取り組む自然環境調査・研究の数	0件	5件
ホームページアクセス数(年間)	643,143件	1,000,000件

VI 推進体制、進捗状況の評価と見直し

【推進体制】

自然保護基本計画に掲げる諸施策を推進し、県内の自然の保護を進めていくためには、県と市町村が連携して事業を実施することはもとより、ボランティア、自然保護団体、NPO、民間事業者等を含む全ての県民が主体となり自発的かつ積極的に取組みを行っていくことが重要であり、単独で又は協働して自然の保護に取り組んでいく体制づくりを進めます。

また、県民、事業者、行政が一体となって自然との共生を総合的に推進し、生物多様性の保全や持続可能な利用などを進めるため、関係者等により構成している自然との共生プロジェクト推進会議において、希少野生動植物の保護、移入種対策、野生鳥獣の保護管理等に関する企画立案等についての具体的な意見交換を行い、自然の保護を強力に推進します。

【進捗状況の評価】

県は、自然の保護に係る国内外及び県内外の動向の的確な把握に努め、積極的に施策に反映させることが重要であることから、自然保護基本計画に基づく各種施策の進捗状況等の点検・評価を行います。

【見直し】

県は、気候変動に伴う生息・生育地域の変化をはじめ自然環境の変化に適切に対応し、自然環境に関する調査研究の成果等を早期に反映することにより、施策の効果的な推進につなげるため、5年を目途に必要な見直しを行います。

VII 資料編

【用語集】

頭文字	用語	解説	ページ
ア	アダプト(システム)	住民、団体、企業等がボランティアで、河川、道路、公園等公共の場所の一定範囲について定期的に美化活動を実施する方式。 アダプトとは「養子にする」という意味でいわば「里親」として面倒を見るかたち。	16
イ	移入種	本来生息していなかった地域へ、人間を介して意図的・非意図的に持ち込まれて野生化し、自然繁殖するに至った生物種。	13
エ	エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。	20
	エコビジョン2020	岡山県の環境保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき、平成20年に策定された。	19
	エコロード	自然環境の保全に配慮された道路。自然環境の改変を最小限とするよう適切な路線の選定を行うとともに、動物の生息地を分断しないように橋梁やトンネルを多く採用したり、動物用の横断構造物を設置する等、さまざまな工夫が施される。	9
	NPO	民間非営利活動組織。政府や企業などでは対応できない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。Non Profit Organizationの略。	5
オ	岡山県版レッドデータブック	絶滅のおそれのある県内の野生動植物に関するデータ集。平成14年度に発刊し、平成21年度に改訂版を作成している。	4
	岡山県野生生物目録	県内の野生動植物種のリスト。	11
カ	外来生物	人の手により自然分布域の外から持ち込まれた種。	1
	外来緑化植物	緑化材料として活用される外来植物。工事法面等の早期緑化を図るため多用されてきた。外国で生産したものや国内の他の産地から持ち込まれたものである場合、地域個体群の遺伝的多様性を損なう恐れが指摘されている。	13
	環境緑地保護地域	岡山県自然保護条例に基づき指定される、都市周辺の良い生活環境を形成する緑地の地域。	7
	環境影響評価	道路、ダム建設事業など、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を調査、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続のこと。	10
キ	希少野生動植物	絶滅危惧種の保護を目的に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき種指定されるもの。	6
	郷土自然保護地域	岡山県自然保護条例に基づき指定される、自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域。	7
ク	グリーンプラン2010	平成13年度～平成22年度を計画期間として、本県のみどりづくりの総合的な推進を図るための基本目標と施策を体系的に明示した計画。	3

頭文字	用語	解説	ページ
コ	こどもエコクラブ	幼児から高校生までだれでも参加できる環境省主催の環境活動クラブ。子どもたちの興味・関心に基づいて、学校・家庭・地域の中で身近にできる地球にやさしい活動を自由に取り組んでいる。	13
サ	在来種	その土地に従来生育している固有の動物、植物の種のこと。	19
	里地里山	都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。雑木林、水田、畑地、小川といった身近な自然が存在しているばかりでなく、生物多様性の保全の観点からも注目されているが、近年、都市化の進展や過疎化・高齢化等に伴う農業形態の変化等により、その維持が困難になっている。	4
	里海	沿岸海域とそれに接する陸域で、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域のこと。	4
シ	自然環境保全地域	岡山県自然保護条例に基づき指定される、天然林や野生生物の生息地、湖沼、湿原などの優れた自然の地域。	4
	自然公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定されたもの。	4
	自然公園指導員	国立・国定公園の保護と適正な利用のために、動植物保護や美化清掃、事故防止等の利用者指導、情報提供等を行う。地方環境事務所長、都道府県知事及び(財)国立公園協会会長の推薦により、環境省自然環境局長が委嘱する。	7
	自然との共生モデル事業	他の企業や団体の模範となる生態系に配慮した事業活動等を行う企業や団体を認証し、活動を助長する事業。	10
	自然との共生プロジェクト推進会議	新岡山県環境基本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が一体となり、特に緊密な連携のもとに取り組むべき自然との共生について、関係者等により構成される会議。	22
	自然保護協定	無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図り、良好な生活環境の確保を目的として、県、市町村、事業者で締結する協定のこと。	10
	自然保護推進員	自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため、県が委嘱しているボランティア。	7
	自然保護センター	自然との触れ合いを通じて県民の自然への理解を深め、自然保護についての認識を高めるため、平成3年11月和気町にオープンした自然体験のできるフィールドを有した県下随一の自然環境学習施設。	19
	指定希少野生動植物	平成15年度に制定した「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき指定する、特に保護を図る必要のある動植物。	11
	指定希少野生動植物保護巡視員	岡山県希少野生動植物保護条例により指定希少野生動植物に指定されている動植物の保護のため、県に協力し、ボランティア活動として巡視を行う者。関係市町村の推薦を受けた者のうちから、知事が委嘱する。	11
	新岡山県環境基本計画	「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現を目指し、長期的な目標・施策の大綱として平成20年に策定された計画。	1
	人工林	苗木の植栽や、播種などにより人が更新させた森林。	8

頭文字	用語	解説	ページ
セ	生息域外保全	本来の生息地では存続できない生物の種、個体群など生物多様性の構成要素を、動物園・植物園など自然の生息地の外において人工増殖を図り、本来の生息地を再生した上で野生回復を図ろうとする方法。	11
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。	1
	生態系ネットワーク	開発等により危機に瀕している生物多様性を再生するために、孤立したり分断されたりした自然を保全しつつ、互いにネットワークでつなげること。	9
	生物多様性	すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルでの多様性がある。	1
	生物多様性基本法	「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律として、議員立法により2008年5月28日に成立、同年6月6日に公布された。	1
	生物多様性地域戦略	「生物多様性基本法」に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性国家戦略を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。	21
タ	第11次鳥獣保護管理計画	長期的な見地から計画性のある鳥獣保護施策を推進するため、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき策定することとされている。平成24年度～平成28年度の5年計画として策定する。鳥獣保護区などはこの計画に基づき設定される。	12
チ	地産地消	地域で生産された農林水産物等をその地域で消費すること。	10
	中山間地域	もとは農林統計の用語。一般的には、平野の外縁から山間に至る地域を言い、耕地は傾斜地が多く、林野率も高い。里地・里山と呼ばれる地域が含まれる。	4
	長距離自然歩道	国民が自らの足で広く自然や史跡を訪ねることにより、健全な心身を育成し、自然保護に対する理解を深めることを目的として整備されたもの。	20
	鳥獣保護員	岡山県鳥獣保護員設置規則に基づき知事が委嘱する県の非常勤職員。鳥獣保護区等の管理、狩猟登録者の指導、鳥獣保護思想の普及等を行っている。	12
	鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護事業計画に基づいて指定する地区。	7
	鳥獣保護センター	傷病野生鳥獣の保護看護を行うための施設。池田動物園(岡山市)と県自然保護センター(和気町)をしている。	12
ト	特定外来生物	外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物。	13
	特定鳥獣保護管理計画	シカやイノシシなど地域的に著しく増加している種又はツキノワグマなど地域的に著しく減少している種の個体群を、安定的に維持していくため、適正生息数などの目標を設定し、個体数の調整や生息環境の整備、被害対策等を実施するための計画。	12
ニ	二次林	伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された後に、土中に残った種子などが生長し成立した森林。	14
ヒ	ビオトープ	ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。安定した生活環境を持った「動植物の生息空間」のこと。	9

頭文字	用語	解説	ページ
ミ	みどりの少年隊	次代を担う子供たちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション活動を通じて、“自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていく”ことを目的とした、子供たちの自主的な団体。	18
モ	木質バイオマス	木材など植物系の生体のことを意味する。植物は環境中の二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができる。	15
	藻場	沿岸の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所のこと。	5